

2011/09/15

「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成23年 9月15日（木） 19：00～21：50

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：（滋賀県） 藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、伊藤主幹、
平井副主幹、秦副主幹、川端技師

※コンサル3名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事補

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計22人（北尾団地：欠席）

（傍聴者） 1名

（県会議員） 九里議員

（市会議員） 上田議員、大西議員、小竹議員、下田議員、高野議員、
田村議員、藤田議員、三浦議員、山本議員

（マスコミ） 4社

（出席者数 52名）

司会（滋賀県）：皆さん、こんばんは。話し合いの前に、今日ですね、NHKさんの方からカメラが入るといふ申し出がございました。ご了解頂けますでしょうか？宜しいでしょうか？それでは、NHKさんの方、よろしくお願ひします。

じゃあ、定刻になりましたけれども、ただ今から RD 事案に関する周辺自治会との話し合いを始めさせていただきますと思います。話し合いの始めに当たりまして、琵琶湖環境部管理監藤本からご挨拶させていただきます。

管理監（滋賀県）：皆さんこんばんは。本日も集まっておりましたありがとうございます。先日9月の5日の方にもいろいろとご意見伺ったり、またご質問等、いろいろございましたが、時間の関係で中途半端な形になりました。そういうことで、本日既にご用意していただきました意見やご質問、ご要望等につきまして、県の方から考え方をまたご説明させていただきます、意見交換をしていくという形で進めたいと思います。

ということですので、もう既にお配りしている委員会の時の資料等についての説明は省かせていただいて、すぐにそういう形の話し合いに入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そういうことですので、私もあまり長々と挨拶しておりまして、時間の無駄になりますので、早速ただ今から始めさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

司会：初めにお断りさせていただきますが、本日は県、市と RD 問題にかかわる周辺自治会の皆さんとの話し合いでございます。傍聴の皆さま方からのご発言は受けないこととして進めさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。本日の話し合いですが、

会場の使用時間等の関係で、21時30分までとさせていただきますので、よろしくお願いします。

あと、本日お配りしました資料でございますが、次第を含めまして3種類ございます。A4一枚の次第というのと、「揮発性有機化合物の調査方法について」が1枚、「浸透水の水質」グラフが書いてあるやつが1枚、計3枚です。過不足ございませんでしょうか？ それでは、本日の次第により、進めさせていただきます。よろしくお願いします。

参事（滋賀県）：そうでしたら、説明をさせていただきます。議題としまして、次第の方に書かせていただいております「一次対策について」というやつと、「前回の話し合いでのご質問事項について」で、「その他」ということで書かせていただいております。

前回の話し合いでは、ご了解いただきたい事項として、1次対策をこういう形でやりたいということと、掘削除去の対象とする有害物はこういう考え方でいくと、いう2点について了解をいただきたいということを申し上げました。ちょっとこの議題に書かせていただいております一次対策についてというのは、前回の話し合いで、うちの方からもう少し説明を申し上げたいことについて、説明申し上げまして、2番目につきましても、掘削除去の対象とすべき有害物についてのご質問に対して、もう少し説明させていただきたいことについて、説明させていただくと、その上で、皆さんからのご意見をうかがって、仕組みをどうさせていただくということで、進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それではまず、一次対策についてということでございますが、資料につきましては、前回の時の資料と一緒にして、8月23日の委員会資料の資料1の4-7、8、9ページあたりと、それから、前回1枚物で配らせていただきました一次対策における有害物掘削除去工事に伴う環境対策について、というあたりでございます。

一次対策について、質問いただきました1つはですね、この焼却炉の撤去した後の基礎のあるところについて、その下について調べないのか、というようなご意見いただきました。これにつきましては、県の方でも調べたいと思っております。一次対策の工事、来年度やる工事の中で、調査が出来ないかということを考えております。で、調査しまして、掘って調べるといふか、掘って除去するようなものがあるというようなことになった場合、いつ除去するか、というようなことでございますけども、あまり来年度やるやつは、中の浸透水よりも上のところということで、地下水の汚染が広がらない、本格的な汚染防止対策をやらなくても、比較的簡単な対策で、汚染の拡散防止が出来るというようなところについて、取りましようということで考えておりますので、だからすぐに底まで掘ろうとしますと、それなりの対策を講じて、来年度中にできなくなったり、したり、あるいは最悪の場合は汚染が広がってしまうというようなことになっては、困りますので、その辺ちょっと一次対策の中で引き続きやるのか、あるいは、25年度以降で考えております二次対策の中でやるのか、というようなことについては、検討させていただきたいというふうに考えております。

それともう一点ですね、一次対策の工事を進めるにあたっては、住民さんの方と協定を締結するというように約束させていただいておりますけども、これのいつまでにやるといふようなご質問がありました。これにつきましては、この前住民さんにお示ししてる

スケジュールでも、年内くらいには、一次対策の実施計画の方を国の方に出したいなというようなスケジュールをお示ししておりますけども、そういうようなことから、検討の時間とかそういうようなものを考えますと、来月の半ばくらいには、締結させていただければなということで考えております。

あまり時間がないわけですが、出来るだけ早く案の方を両者で話させていただいて、詰めていって、締結という形にして、その上で、具体的な対策の中身、工事しようとするすと、細かい図面なり数量なりが必要になりますので、その辺は詰めていくと、言うような形にしたいと考えております。一次対策について、前回答えが十分でなかったかな、ということについてのうちからの説明は以上でございます。

まず一次対策について、ご意見等よろしくお願ひいたします。

司会：ご質問等ございませんでしょうか？

住民：高アルカリの調査の時に、出てきた黒く水より重たい物質の調査、斜めボーリングでやりましたね、2箇所ね。あれとその黒いタール状物質というのは、関連性あるんですか？ないとしても、どのようにされるのか、その辺もう一回きちっとお聞きしたいです。

室長（滋賀県）：ちょっといろいろあるんですけど、今の一次対策につきましては、場所的なものとして、地下水汚染拡散防止対策をせずにやれるところ、というところで、お示しさせてもうてます場所プラス揚水、というようなものを考えさせていただいてまして、またその件については、ちょっと今のところとは別のところで考え、また意見を出していただくかなと思うんですけど、とりあえず一次対策につきましては、まあそれで一次対策やれというご意見かなと思うんですけど・・・

住民：いや、違います。いつの時点でもいいのはいいんですけど、必ずそれはあるんですから、皆の目で見てるんですから、絶対・・・

室長：はい、とりあえず今の考えごと、一次対策の・・・

住民：***嫌やで。

室長：ええ、残りません。

住民：あの、同じような質問なんですけどね、その他の場所にも既に、過去何回も皆さん方から、住民の方から、言われてる、私も申しあげましたけれども、他にも汚泥があるんですけども、どこにどんな汚泥があると、成分までは分析もされていないので分かりませんが、例えば西市道側に、ドラム缶が出たところに汚泥がある。今、●●さんが言われたように、強アルカリ部分の真っ黒い汚泥、油が上にギラギラ浮いてるようなですね、汚泥が見つかる、過去にね。そういうものについて、住民は言ってるわけ

なのですが、それが一次対策に取り上げられないのであれば、じゃあそれは二次調査でやるのか、その後の二次対策で対策視点でやるのか、どういうようにこれをするのか、という全体的なことをきちっと言うてほしいんです。やってくれるのか、やってくれないのかわからんようなね、どうもはっきりしない返事ばかりで、ずるずるこれ来てる。この計画案が出た時から、この問題繰り返し発言させていただいてるわけですからね、もうぼちぼちね、その場所については、この時点でこうするとか、そういうことをきちっと説明していただけませんか？そればかり毎回毎回やっても時間の無駄。

室長：今、言うていただいた中の一部になってしまうかもわかりませんが、西市道側の平坦部の前に、一番最初にドラム缶の調査をさせていただいたところについては、ふっ素が越えていたり、ダイオキシンが越えていたりという部分がございます、それについては、超えてると言う状況は資料にも書かせていただいておりますので、それをどうするかという問題については、そういう状況は把握しながら、過去の分析結果と今のボーリング調査の結果を踏まえて、そういうことがあるという状況は把握してるという状況でございますので、またそれを二次対策でどうするかということになってくるかなと思います。

住民：二次対策で調べるんですか？

室長：いや、あの調べる・・・

住民：二次調査で見ると？

室長：今ここの分析結果としては、そこに環境、土壌環境基準を超えた部分があるということは認識してるということでございます。

住民：土壌環境基準とかそこに行く前に、汚泥とか土は、そういうものは除けるということになってるでしょう？

室長：いや、あの汚泥は除けるということには、なってない。その基準を超えるかどうかということは一つの大きな・・・

住民：そりゃ当然 VOC のね基準がいろいろあつたりですね、そういうところでね、調査もまだ具体的にはされてないところもある。あるというのはわかっとして、どういうものなのか、分析もされてない、そのまま放ってあるところもある、そうでしょう？強アルカリのところだって、調査あんまりしてないでしょう？

室長：はい、あの・・・

住民：いずれにしてもね、そこまでのことはいいです。時間の関係もあるので、だからそ

ういう・・・

室長：あの、言うていただいています・・・

住民：そういう懸案事項については、どの時点でどういう風に調べると、そして対処すると、それをはっきりしてくれたらいいんです。毎回するとかせんとかね、全然ふれなかったりね。

室長：あの、西市道側のやつは、ここにこういう過去の調査の結果としてあるということでございますので、今のあの、強アルカリのところはどうするか、ここまた協議していく必要があるんですけど、ボーリングの調査の結果としては、特に悪いものはなかったという。そこがはずれてるっていう話があるかもわかりませんが、とりあえず今の段階では、そのボーリングでは、出てないという状況という結果としてね、

住民：***・・・

室長：結果としてね***、という状況でございます。

住民：それとね、あのね、調査、一次調査で、まだカ-2 やとか、カ-7 だとかいうところはやってないですね？これ、調査済みということになってるんですけども、実際はこれ VOC のデータはないでしょう？この時の VOC のデータはないはずですよ。あったとしたら、これは、なんていうかな、105℃で熱風乾燥して、やったと、そのデータはありますけども、それしかないです。結局はやってないのと一緒になんですよ。その時にも、ケーシングだけど、ケーシングも途中で中断されましたよね？あまりにも臭いがきつくて。そういうこともありますよね。その下に何があるかわからんですよ。だから終わってると言っても、終わってない部分がいっぱいあるんですよ。ク-8 もそうですよ。これ E-4 の井戸の中からということですけども、重金属だとか、PCB、ダイオキシン、CODの分析データが私の調べてる限り、ないんです。他のもわかりませんし、それから 7-8、ああ、7-10 ですか？4-1 の井戸があるところやけど、7-10、あ、7 の・・・ク-10 ですよ、これク-10。V 地点、昔あの、掘削調査されたけれど、その時はどういう結果やったのかという結果報告も何も聞いてないんです。住民の人が行ったときには、もう既に埋めてしまってたということになってます。それから、1-2 の市道側の掘削調査の時も、あれも揮発性物質の分析データ、ありませんよね？だから中途半端なんです。まだ一次調査で中途半端。終わってるっていうことになってるけど、決して終わってないと僕は思ってるんです。データがないので。

管理監：あの最初にお話ししたようにですね、いくつかの項目に分けてお話をしていくという中で、今のお話につきましては、逆に言うと、二次対策の有害物をどういう風にやって・・・

住民：いえ、一次対策で、まだ完全にやられていないということを言ってるんです。

管理監：いや、あの、すみません、一次対策につきましては既に終わった一次調査でもって、明らかに撤去すべきものは、一定判明しているのです、これについては、来年度でまず着手させていただきたいと、いう点について、まず皆様のご意見なりご要望を聞きたいという形で、最初、井口の方から説明させていただいたという部分でございますので、その4-8でこういうような形で、掘削してドラム缶等見つけて、出しますよと、VOCの高いところについては出来るだけ早く出した方がいいんで、出したいという一次対策と言う、来年度で始めて、来年度特措法の対象として、国の方の申請を行って、そして来年度いっぱい必ず出来あがる対策工事しかちょっと認められませんので、そういう意味で、これだけの工事をまずさせていただきたいということを説明させてもらってました。

住民：ということはね、今私はこの不十分であるということを言ってるんですけど、この場所はそしたら調べないんですか？

管理監：いえ、ですから、今の点についてはですね、今後二次対策の対策工の中のいわゆる有害物の定義とかいろいろなご意見既にいただいておりますので、そういう中で、整理をすべき事項かなと思いますので、まずは今、項目に挙げております、その一次対策として、来年度まずは、今まで調査ばかりで、という形を、形で、一刻も早く何らかの見える工事をしていただきたいと言う住民の方々の思いと、県もこのようにしたいという思いでもって、この4-8等で示させていただいた、この一次対策について、来年度着手させていただきたいと。それについては、そういう形で協定を結んで、やらせていただきたいという、この項目だけについて、まずはお話し合いをさせていただきたいということでございますので、後のところでまたそういう形になるかと思うんですけど、

住民：後からも、こういうことはやっていきますと、言っていただくならそれでいいんです。それだけでいいんです。そのごちゃごちゃ言われたって、僕も何も分からへん。要は、後からも、こういうところは、不十分となるところはやりますよ、と言うてくれればそれでいいんです。

管理監：ですから、不十分なところをやりますにしても、そのやり方から、いろんな点について、いろいろとまだ詰めなならん部分がありますので、それより、まずはこの一次対策について、先行して着手するという、こういう内容について、ご理解いただけませんか、とこういう話をしております。

住民：いまいちよくわからんな。どういうことなんかさっぱり僕には理解できない。

住民：いいですか？

司会：はい。

住民：あ、すみません、先ほど井口副室長の方からですね、一次対策について、かなり場所と、具体的な面まで突っ込んで話がありました。そのことにつきましてですね、この前の話し合いの時に、私から、●●さんの方からもうそうでしたけれども、内容について質問を申し上げておりましたけれども、それに対するはつきりお話がなかったんで、もう一度ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、この資料のですね、4-8を見て頂きたいのですが、先ほど申されましたのは、***焼却炉の基礎部分の下のお話でございます。この赤線で囲っております部分、これは、範囲を示されてると思うんですが、この基礎部分のですね南東方面と南西方面、部分なんです、そこは、この前5mの掘削調査、対策でありましたけれども、その下が、深度未調査区域と県はおっしゃってますけれども、そこがまだ対策が行われておりません。そしてこの赤線で囲まれてる部分も、一次対策工ではですね、5mしかやらない、この前おっしゃってましたけれども、それは私どもは、下まで、廃棄物層の最下層までやるべきだという主張をしております。それで●●さんの方からこの前、それはどうするんだと、一次対策するんか、二次対策するんか、はつきりせえというお話もありました部分ですが、その辺はどうなるんか、はつきりとお話いただきたいと思っております。

住民：関連するからまとめて、いいですか？趣旨は●●さんのおっしゃったことと同じなんです。県側の提起している、同意してくれという案は、前回我々の方からも質問が出て、それに対する答えを含んだ形になってなくて、今日提示されたことに対して、すごく不信感が逆に募るんです。前回の話し合いの中で、主に2つ、私は修正意見が住民の側から出てると思うんです。1つは、この●●さんが言った4-8のこの図ですね。図4.4.4と、今回はこの範囲を対象にして調査すると。で、その内の4箇所の赤い線で囲ったところは、糸口であると、そこを掘るけれども、その周辺部にも怪しい部分があるならば、拡大するんだと。そこは了解されたと思うんです。だから少なくとも、今回はこの4.4.4の図のところは、疑いがあるんだら徹底的に調査するということで了解していいのかどうか。そこはつきりさせてもらいたい。それが1点目。

それからもう一つは、●●さんからも出た意見で、この部分的であれ、処分場の一部分をかなり徹底的にいじるわけですから、当然ながら、地下水、浸透水に影響が出るだろうと。それに対する対応をしっかり取るべきではないかと。だから水処理施設はあれで十分かどうか、そこの検討をしっかりしてほしいという意見が●●さんから出たんです。それについての返答が今回ないんだよね。それで同意してくれて、前回の話をリフレインされても、我々は戸惑ってしまうんだよ。結局県は、10月の頃までにまとめたっていうなら、もう少し具体的にはつきりした形で住民に提起してもらわないと、話が堂々巡りでね、先に進まないと思うんだけど。その点、いかがですか？

室長：すみません、今のお話でございますが、この間ちょっと、この間の時にもお話させていただきましてけれども、●●さんのご質問に対して、当然お答えさせていただいたところで、これだけ基本的に電磁探査、あるいは、試掘なりで、想定した範囲を想定し

てますので、ここ掘っていった中で、当然この間の話させてもらいましたように、ドラム缶がまだ横にありそう、何か油染みが出てた、この横を当然掘っていくと。あるいはその深さにつきましても、まだドラム缶が下にあるということならそこまで掘るということは当然させていただくということでございます。この間言わせてもらいましたので、特に今、加えて言うてはおりませんが、まあそういうことでございます。

もう一つは●●さんが、言うて頂きました地下水汚染対策、しっかりしてやるべきじゃないかということでございます。確かに深く掘っていきますと、しっかりした、まずはそれをやってから、掘っていくという作業になってくるわけですが、今のところにつきましても、場合によって、ドラム缶があればどンドン掘っていったら、深くいく可能性はあるんですけども、それは一定、地下水に影響を与えない措置をしながら、深さ的にはそういう状況にならないという想定のもと掘っていくと言いますか、そういう掘削をしていく、ということを考えております。だから想定としましてですね、約5m、今までも周りから出てきたやつも5mくらいのところでなっておりますので、その浸透水まで届くような、そういう掘削にはならない、という想定のもとに計画させていただいたということです。

住民：いやそりゃ想定外はありえるでしょう？

室長：あの・・・

住民：ここの区域は、疑いがあるんだったら調べるんだと。5mに拘らないんだと、範囲はと言ってるわけでしょう？

室長：調べると言いますか、状況に応じて、これ5mしか掘りませんと言ってるわけじゃなくて、そこにまだありそうであれば、なくなるころまで掘るという状況ではございませんけども、その・・・

住民：深く掘れば、当然ながら、地下水を拡散させる可能性があるでしょうって言ってるわけ。

室長：深く掘れば可能性・・・

住民：それを予防する方法をやりながら掘るっていうのは、具体的にどういう風にして考えてる？水処理施設以外に、具体的な対策を今日考えてきたんですか？

室長：ただその水処理施設を、下流の壁を作るなり、あるいは水処理施設でしっかりした拡散防止をやって掘るということについては、24年度の1年でやるには、ちょっと出来るものではないかなと思っております。だから、今のところにつきましても、地下水への影響を、当然掘って雨が降ったら染み込んだりしますので、その辺は気をつけて対応するように、しっかりとやっていく必要があるんですけども、浸透水まで掘って、浸か

ってるところまで掘るといふようなことはないだろうといふことで、ここが今の一次対策でやらせていただきたいといふのに・・・

住民：それじゃあさ、始める前から住民の不満は確保してゐるようなもんですよ。だって、ある程度までやると、地下水汚染が進むからここで止めますっていふわけでしょう？でもその下にはもっと有害物があるではないかといふ意見があつた時に、どうしますかそれ？また中途半端なことじゃ困るじゃん。別に水処理施設をしっかりとしたものにしななんだつたらしないでいいんだけど、それは水処理施設をいじらないでも済むような形で、地下水への影響を食い止める方法を考えてこなくちゃ、それやったら。

住民：委員の先生が言いましたよね。ポンプかなんかで汲みあげながら調査したらいいつていふ・・・

室長：この間、お配りさせていただきました 4-10 というのを配らせてもらいましたが、ここでの有害物汚染拡散防止対策、といふものでございまして、容器が破損をした場合には速やかにその染み込んだ土砂等を掬いあげて密封容器に封入するといふことと、雨水がそこにたまりますと、地下へそれが溶けて流れる恐れがありますので、シートによるキャッピングを行うと、いふようなことをしながら、汚染拡散防止対策とりながらやっていきたいといふことを考えております。

住民：それは専門家の先生方は、このやり方で大丈夫だとおっしゃつてゐるの？

住民：ちょっとよろしいですか。

室長：あの、委員会でもいろいろこゝういふ話をご質問いただいて、答えてる場面が何回かあるんですけども、他のところで汚染拡散防止の対策としてやつてゐる事例を参考にしながらまとめさせていただいております。これにつきましては、もうちょっと具体的にこゝう書いてますので、委員さんの方にこゝういふ観点でまたご助言いただきたいと思ひます。紙では出しておりませんが、この間の委員会でもこゝういふ話がありまして、その汚染拡散防止対策につきましては、特にこの資料作つてから委員さんに見てもうてません。だからこれにつきましては、また委員さんに助言頂きたいなど。

住民：やっぱりちょっと県の準備不足だよね？だからあと、私も言つてゐるよゝに、この4つを糸口だつて言つてゐるけども、こゝのポイントを掘るためには、実際はこれよりも大きな範囲で掘削をしなければいけなくなりますよね？それを言ひましたよね？

室長：いや、この範囲で掘らせていただいて、そこにまた・・・

住民：だから、この範囲で掘るんだけど、垂直には掘れないでしょう？この地域、区画のところをポイントにして調べる以上、その区画の底まで見れなくちゃいけない訳だから、

それはこう斜め状に、台形状になるじゃない？

室長：ここに赤で書いておられますのは、だいたいでございますけど、法も含めて。

住民：そうですね？だから、もう広くなってくるじゃない。そこに問題あればどんどんそれが広がってくわけよね？

室長：法面のところにあつたら、まあそこも。

住民：そこも広がってくよね？

室長：その横の法にしながら掘っていくっちゃうことに・・・

住民：そうすると、ここの4.4.4の図のあたり一帯は、結局問題があれば、極端なこと言えば全部掘ることになるわね？

室長：掘ってつながってれば、ずっと掘る。

住民：掘ることがあるね？それなりにいじって、処分場をいじって、地下水や浸透水への影響が食い止められるという風に専門家の先生方はおっしゃったとは私は思えないんですよ。可能性はそこまで一応例としてそこまで考えられてるわけでしょう？だからそこまでのレンジの仕事をするのに、万全な影響対策がなされてるかどうか、それは改めてちゃんと、専門家に聞いてもらわないと、納得しろと言うのは無理ですよ。

管理監：おっしゃいますように、ここの4つの区画について、極端な話ですね、どんどんどんどん広がって行って、この大きい四角全部までいかんなん、という可能性がないということはないと思います。ただ、逆にですね、一方で、来年度の一次対策を行う場合にあってですね、既に前の電磁探査等で、あるいは、前に筋掘りした時に横に見えてあつたにも関わらず、埋めたというて特定出来るところがあるということのを元に、この図を書かせていただきました。今、岡治が言いましたように、***でもって、出てきたら、当然やっていきますけども、ただ一方でですね、ご意見のありますように、ある相当数の掘削をどんどんどんどん進めていくという形になりますと、先ほど言いましたような雨の時は布製のものでもって囲って、あるいは雨の時は休止して、とかいう形でもって、とりあえず、地下水汚染につながらないように、そういうカバーできる範囲でやっていきたいという、一方で制約がついてるものやと思うんです。で、逆にこれを全部やるという形になれば、この四角全部、長方形全部やると言う形になれば、とても一次対策でおけるその時間的制約の一年間と言う部分で、完了しきれないと、いわゆる当然掘削場所が広がって、除去の量も広がっていくと、1年以内でということになれば、申し訳ございませんが、どこかで一旦一次対策としては中止というか、ここまで、という形で線を引かせていただいて、次の二次の本格的なところでしっかりと水処理の関係

をして、やっていかならんと、いうところに移るんじゃないかと思うんですけども。

住民：そうするとね。言ってることが、県の提案自体が矛盾しているわけよ。最初は、この図全体まで掘ることも考えられなくはないと言いながら、実際は一次対策ではそれは出来ないと言ったわけでしょう、後半部分では。矛盾してるじゃない、最初の話と最後の話。じゃあ実際、一次対策でやれる限度ってのはどこなんですか？我々はね、今回の場合は、区域を区切ってでも、徹底的にやってもらいたいと基本的に思ってるんですよ、ね。だからそれで一次対策でやれる限度っていうものを示してもらわないと。そこが、その区域は私は徹底的に、調べたけれども、これでもう終わりだ言わないと、中途半端な形でそこで終えてしまったらですね、住民の不満と不信感は募るだけですよ。またずるずるずるこの問題長引いてしまう。結局、一次対策で出来る範囲、徹底的に有害物取れる範囲はどこなんですか？それを最高値として提案してもらいたい。

管理監：ですから、下の4-8の下に書いておりますように、一定、本当は詳細設計であるとか実施設計の中でいわゆる対策工事の期間等がこの工程にはどれだけかかるとかいう部分が出てまいります。ただ、今現在、この範囲にという形でやらせて頂いたのは、前の調査によって、明らかに黒とわかってる部分について、ここは確実に出すべきものがある、出すことがこの処分場にとってはプラスという部分に限って、引かせていただきました。それと、下に書いておりますように、掘削の約1万m³、1日の掘削量については平均100m³で、と言う形にすると、これで100日間の工期がかかるという形がございますので、まずはこの範囲で、という・・・

住民：あのね、違う違う。行政の考え方ってのは、期間だとかね、予算だとかで考えるでしょう。住民の考えはそうではなくて、不安の解消。だから、有害物を除けてくれるんだねっていうところで考えてるわけ。いくら期間を挙げられても、不安は残されたなら中途半端な対応で終わってしまうわけですよ。だから、最初に言ったように、ここの4.4.の図の部分に関しては、徹底的に調べますと、怪しいので。この9カ月の工事期間余ってもやりますと、お金の部分は県費で出しますと、言ってくれば納得しますよ、我々は。そうではなくて、9カ月でやれる範囲でやりますと、それあまりにも中途半端じゃないですか。結局9カ月の制約の中で、このくらいで止めとこと、このくらいで住民を納得させるために、ちょっと交渉しようか、そんな話になってくるじゃないですか。

管理監：1点だけ、もう一度説明させていただきますが、まず、現在の特措法につきましては、来年度末で切れるという形になっておりますので、大臣の方の同意を得るためには、来年度末までに終わる工事という形でない、と、特措法・・・

住民：それは特措法範囲でやるから、あと県費でやったらいいじゃないですか。

管理監：それプラス、それ以上の広がりとかあった部分で、当然この後で言いますと、有害物のどける部分の定義でもってですね、それをするという事は、その定義にひっ

かかる有害物についてはですね、当然県は出しますという約束をするわけですが、一次じゃなくて、次の二次で対応するべきものはあるという話をしてるんであって、そこでもう一次で終わったから、期間がないから、時間がないから、あるいは予算がないから、ここで終わってしまって、これは終わりという、そういう意味で説明してるのではなくて、一次対策として特措法の内容の範囲内で確実にやり遂げて、特措法の対象になる部分について、まず確実に実施したいと。それ以上の大掛かりな部分につきましては、当然ながら、もっと何年という期間をもって、しっかりと水処理の方の関係も、対応しながらやらなければいけないという風に思ってるんで、そちらに・・・

住民：藤本さんのおっしゃること非常のよく分かる。で、僕の言ってること分かる？逆に言うと。特措法の制約の中で仕事をしたいっていうのは県の立場だっただけのはわかります。それはわかるんだけど、我々としては、この区域に問題があるんだったら、この区域を徹底的に調べてほしいっていう風に思ってるわけですよ。当初は、この区域、この4つを掘るけれども、これを糸口にして、他にあるんならば、そのこのところもやっていきますよと。それは二次対策ではなくて、この区域の問題は一次対策でやりますと、そういう風におっしゃってたよね？ところが、今の話を聞くとそうではなくて、ある程度の時間的な制約があるから、ここの区域であっても、手をつけないとこが残りますよと。それは二次対策になりますよって言ってるじゃない。そうすると、前言ってたのと違うじゃないですか？そういうね、あやふやな態度で住民に接したって、不信感募るだけですよ。だからさっきから言ってるのは、最低限この区域だけはしっかりやるという範囲を提示してほしいんだ、一次対策として。もしここが大き過ぎるんだったら、もっと狭くしても構わないと思うよ、私は。でも、一応この4つが今回のターゲットなんでしょう？そしたら、もう少し、しっかり徹底的にやる。そして、その影響も防止すると、その対策も徹底的に考えると、そういう提案をしてもらいたいんだわ。

室長：あの、ここの一次対策決めるにあたりまして、例えばこの VOC の濃いところ、これにつきましては、表層ガス調査で濃く出てきたところ、そこを筋掘りして分析したら出てきたというところと、ボーリングして、深さがだいたい確定した。それと、表層ガス調査で 10m メッシュでやってるところのその他のところについては VOC 高いのが出てない、というようなデータの積み重ねによって推定されたもの、VOC をこの四角、というのが一つと、その見込みを立てるための調査やりましたので、それでこの VOC のところはやったというところと、このえっと、ドラム缶につきましては、ボーリングで金属片なりタール状のものが出たので、そこ試掘して出てきましたと、そこは良質土で埋めて、後は電磁探査で見ました。そうすると、当然電磁探査で金属反応が出て、ここの赤い部分が出てきましたと。その回りにつきましても、ずっとやっていったら、金属反応が出てきたということでございますので、想定をつけて、この4箇所、4箇所ですか？5箇所か、丸印の付いてあるところですね。これを4箇所か、やってみるというところで、一定のその対策につきましては、電磁探査なりボーリングなり、ガス調査なり、というようなのを、今までやったデータを集めまして、この範囲を作ったわけでございます。けれども、確かに掘ってたら、いろんな、全部掘って確かめたわけではないので、

掘ったところの横にまだドラム缶が見えてる、ほんだら、ここは、ここまでしか掘る計画じゃないから掘らないよ、そんなことは当然、横にいて、ドラム缶なくなるまで掘るといってございまして、確かに想定外の、上からいろんな物理探査なりボーリングなりで、わからんところもあるかもわかりません。四角に見てますけど、もっと楕円かもわからんとかですね、そういうことあるかもわからんので、それは掘りながら、そういうのをなくなるまで掘るんですけども、その横の広がり、VOCの横の広がり辺りは、そう広くはないだろうというのが、表層ガス調査のVOCの濃度でわかっておりますので、だいたいその広がり限度というのは、こうなるだろうというところで想定してる・・・

住民：だから、単純な話なんだけど、有害物の存在と、9カ月の工期と、どっちが優先するの？

室長：確かにちょっと私ども矛盾してるかもわかりませんが、そういうことを勘案して、この一次調査を想定するとですね、これをもう1年間に出来る対策であるとか、ということで、これを一次対策でやろうということにさせてもらったわけです。大きな差が出てくるとは、私は思っていないです。例えばこの四角くやってますけど、もっと長細くなったりとかですね、その辺は掘ってみながら、どこまで掘るかというのを決めていくので・・・

住民：単純な話なんですよ、その土の中に埋まってるものだから、何があるかわからないわけですよね？で、とりあえずこの4地点を掘るけれども、それ以外にも波及する可能性があることは認めてるわけですよね？それについての一次対策での対応をするってことも認めてるわけですよね？ただ一方で、9ヶ月間特措法の中での制約がありますということ言ってるわけだよね？そこが矛盾した時に、どうしますかっていう、極めて自然な問いをしているわけですよ、僕は。有害物撤去しますという約束を重視するのか、9ヶ月でおしまいですということ重視するのか、どっちなんですかって。

室長：ちょっとそんな自信あるのか、それが本当かと今言われると、私もあれですけど、こうやってずっといろんな調査をしてきてですね、若干これよりも横にあれば掘ったりはしますけれども、これが倍になったり、3倍になったりと、いうようなことはないという想定、今の調査の結果を元にした一次調査、いや、一次対策を・・・

住民：それを言うなら、●●さんが言ってるように、この4つのところを外周とすると、目玉焼きの目ん玉のところ入れると、結局掘ったところのだいたい約倍にはなるよね？少なくともね。もしね、これ4箇所と、ここの数だけで9ヶ月を設定したら、逆にいうと、18ヶ月かかる。

室長：今最初に井口の方が申しましたように、言われるように、白くなってるということもありますので、ここはなぜかという、非常に分厚い基礎があって、しかもうちの

思ってる深さよりも深いところに基礎があったということですので、ちょっとになってないんですけども、いろんなことがございますので、ここはちょっと剥がすのに、どういう状況になってるのかなっていうのが今調べてるわけですけども、剥がして調査をしたいという風に思っていると。これは深さ的にはここは5mのところよりも下の位置にありますので、他のところ掘ったよりも下のレベルになりますので、そこの下がどうなっているのかっていうのは今確かに分からない部分がございます。そこについては、その一次対策の中で調査させていただくというところですよ。

あの、おっしゃることはよくわかるんですが、うちとしては、ある程度、調査した結果に基づいた一次対策工を計画させていただいたと。確かにやってみたら全然上から見て、徹底検査した結果、わからんもののごっそ出てきたら、そりゃ9カ月、もしかしたら足らん場合も絶対ないと私言い切れない部分もございますが、一定、ボーリングなりでそのVOCの深さも分かってるし、ある程度の広がりやの限度もだいたい把握してると。ドラム缶にしても、金属反応が出てる部分があるので、これをターゲットにもっていくと。けどもこれで反応出てなかったけども、なんか横から出てきたら、対応させていただきますが、どんどん掘り進んで、この辺一帯掘らんなんという状況にはならない、という風に計画させてもらった一次調査ですよ、ということでご理解いただきたいなと。

住民：いや、ご理解できない。原発だって台風だって役所の言っている想定はみんな自然が裏切るのが、最近だからさ。

室長：言われるように、掘って行って、初めてわかった状況もし出てきたらですね、これはうちの管理監が申しましたように、例えば一次対策で出来たとしても、それはもう知らん、一次対策終わったから埋めてしめて、ここは終わりって、そんな話には、ならないということと思っております。

住民：だから、その場合を、だからその場合はどうするか、明確にしてもらわんと困るんや、言うてるのは。

室長：だからあの、こういうてもあかんかもわかりませんが・・・

住民：その時に協議するではだめなんだよ。

室長：そういうような広がりがどンドン膨らんでいくというもんじゃなくて、一定の調査の上に計画させていただいたと。ただ想定外の全然わからんものが出てくるということを想定というのが、ちょっとなかなか難しいかもわかりませんが、それはもしも、そこでそういうのが出てきた場合に、それはもう終わりやという話には・・・

住民：だからね、行政っていうのは、その時は皆さんとご協議してなんだけど、そういうことを繰り返したら駄目なんだよ。初めから想定されてるんだから、可能性としては、

それを織り込んだ提案しろよ。前回そういう意見出たじゃない、皆から。

管理監：1点だけね、あの・・・

住民：ちょっとすみません。あの今ですね、広がりなことばかりおっしゃってますけど、じゃあ深さはどうなんですかね？今、問題にしているのは深さなんですよ。広がりにはね、別にどうでもいいんです。そんなもん二次対策で対策工に盛り込んで。深さについて皆心配してるんですよ。だからそれをどうしてくれるんやということを、みんなおっしゃってるんですね。それで、RDの処分場っていうのは、本当にもう県の資料みても、ユンボで掘るととか、夜中に掘るととか、そういうことばかりですもんね。かなりのその深さがあると思うんです。だから今こういう***の4つをやって行って、なんていうか、特措法の期限があるとか、金額があるとかいうて、その深さ、それ以上下をね、しないというのはちょっとどうかと。それが心配なんです。横はいいんです。横はまたやってもらってるいいんです。

住民：あのね、先ほどから聞いてますとね、こっちもイライラするんですけども、言い訳がましいことばかりとしかとれへんのですけども、ちょっと私も2回ほど欠席させてもらって、偉そうなこと言う立場じゃないんですけどもね、我々住民が県に対して、望んでいることはもう皆お分かりでしょう？皆さんのね、いろいろな意見。じゃあ県は一体住民に何を望んでるのよ？それをはっきり言いなさいな。ああだこうだ、特措法がどうだ、そんなことはどうでもいいんや、俺らはな。いつでもこういう話になつとるやん。ほんでずっと今まで出席の度に堪忍してきたけども、ぼちぼち堪忍袋の緒が切れるで。前年度のメンバーと、メンバーよりもやる気が出てると言うようなことを皆さんもこう言ってるんやから、私もどれくらいやってくれるんだろうと思ってたけども、何ら変わってないやないか。一体これ、この場は何なのよ。また説得の場ですか？そんな話合いやったら止めた方がいいわ。呆れて聞いてられん。県は一体住民に何を望んでいるの？言うとおりに納得して下さいと言おうとしてるのかどっちなんですか？住民の意見を聞こうとしてるのか、県の思う通りに住民が納得したらええんだという風に思ってるのかどっちなん？我々はそういう言い方しかできません。ほんと情けない話。

住民：よろしいですか、ちょっと今ね、●●君が言いました通りね、本当にもう私はこの会議に、話合いに出てきましてね、全然その話が進まないんですね。ストレスがたまってくるばかりで、本当にどうなるんやと。これ一次対策工についての協定がいつ結べるんやと。結局ね、そうしますと、県の方針通りに住民が納得しない限りやらないのか。住民ぼちぼちよ言うから、出来ませんわっていうようなね、ことになってしまうんじゃないのかな。合意と納得を大原則とすると。そういう風に県がおっしゃってるんであればですね、住民の言うことをもっと取り入れてもらわないと、これ、締結出来ませんよ、協定が。それでね、先ほど思ってるんですが、一次対策で、9カ月、掘削期間が6カ月となっています。そして一日の掘削量がですね、100m³、10tダンプで言ったら10台か15台じゃないですか。そのような工事の進捗状況で、一次対策をやって、そして、

これでもう一次対策終わりやとかね、どうも納得しかねる。そして、これについての 1 万 m³ に対するですね、工事費、これを県義会で決まってるんですか？いくらなんですか？これがですね、もっと有害物がもっと横にあって、拡大していかならん状況になれば、予算の面もあるじゃないですか。その辺はどうなんですか？

管理監：まず 1 点、県としては、皆様方ご不満かもわかりませんが、まず 1 点目は特措法という部分を使ってですね、対応をするということについては、県の方針という形で、知事も議会で答えております。ですからやはりその点については、その範囲の中でやっていきたいと。その場合に、この一次対策でもっては、確実にそれを特措法でもって、第 1 段階のものをしていきたい。いわゆる延長を待っていて、そこから本格的にという形でやっていると、認められない可能性もあるかもわからないので、まずは一次対策は、まず出来ることをすると、いうことが必要やということと考えております。それから●●さんの方から言われております、さっき卵焼きと言われてました赤い枠ですけども、その前の元となってるのが、4-4-3 の EM 探査結果からこちらを持ってきていると。その EM 探査結果の方の大きさでいいますと、赤とか緑とかがある部分の大きさよりも、範囲から行きますと、その部分については、広げた形で、こちらに移してるんであって、ギリギリやってるわけではないんで、要は来年 1 年でやれる範囲は、こちら辺までやるやろうと言う形でもって、EM 探査でここにはあるやろ、あるいは***あったというところについて、落としながら、更にそれについて、掘削量の 1 万とかいう部分も含めて、工期を考えてやってると。今おっしゃるように、掘削期間 4 カ月で、日掘削量にしたら平均 100 しかないじゃないか、と言われる点につきましては、先ほどもう一方の、常に掘削が出来るわけではないと。例えば先ほど言いましたように、地下水等の影響でありますと、雨がじゃんじゃん降ってる時には、これは工事は避けて、しっかりとシート等の部分で覆っておかないかとかという点がございますので、こういうような形で一次対策というのをやっていきたいという意味で提案させていただいていると。ただ岡治が言いましたように、その場合、ちょっとまた出た時に岡治が言ったように、一定はじめから余裕とってますので、そういうことの可能性は少ないかわかりませんが、あるかもわからないと、いう部分があるんで、ただ、その点については、先ほど言いましたように、一方でその制約については、やはりそれをどんどん広げていくと、水処理というものが必ず必要になってくるので、そこまで必要な工事については申し訳ないですけども、二次対策の方で出すべきものが見つかれば、その状況によってですね、一定の線を引かざるを得ない時が来ると言うことについてはご了解いただけないか、という意味なんですけども。

住民：ちょっとよろしいですか？あのね、地下水汚染は、今現在してるから、こういう有害物の撤去ということになっとるんですよ。有害物を完全に撤去すれば、地下水の汚染は止まるわけなんですよ。そこら辺をなんかこう話が逆さまになってるような気がするんですよ。悪いところをですね、処分場の中にだいぶ、人間でいえば、癌が出来てるわけですよ。その癌を摘出すれば、いいっていうそういう考えですね。有害物の撤去っていうのは。まずそういしないと駄目なんですよ。

住民：よろしいですか？あの、一次対策を示されてるわけなんですけど、問題があるのはやはり、地下水対策が何も考慮されていないというのが一番の問題でありまして、この処分場から環境へ出てるっていうのは、地下水を通じて出てるっていうことが明らかなのわけなんですけども、その地下水対策を本来は同時にか、あるいは、先行してやる必要があるんじゃないかなという風に私は思うわけなんです。ちょっとお聞きしたいんですけど、中村さんにちょっとお聞きしたいんですけどね、地下水っていうのは、汚染はこういう公共下水道に流せるのか、流せないのか、ちょっと私も全然判断がつかないので、いわゆる処理施設、数ミリグラム含まれるとか、いろいろ数値は出ておりますけども、その数値と言うのは、我々の感覚からすると、家庭から出てる雑排水ですね。雑排水とか洗濯の汚水とかのレベルで考えると、地下水っていうのはそんなに汚いもんじゃなかろうかなあということを思うので、ひょっとすると、今ある完成しております公共下水道へ流すルートをですね、使えるのか使えないのか、ちょっと判断が私つかないわけなんですけど、もし、流せるとすれば、バリヤ井戸を一次対策の中に盛り込んでですね、処理施設を通さなくても出来るものであれば、そういう対策もやれば、いわゆる他にいろいろ言い訳をされているような内容がですね、住民の方も納得して、一次対策に合意出来るんじゃないかなという風に思うわけなんです、いかがなんでしょうね？

課長（滋賀県）：今想定されるのは、要するに外科手術するんですね。がしゃがしゃにやりますから、出てくるもんがですね、濁りが出てくると思うんですよ。この濁りはですね、下水入れる時にですね、ある一点まで落とさないかんので、いわゆる今水処理施設が凝集沈殿やってますけども、あれを動かさなければならぬ、ということになると思うんですね。あそこの水の処理の量なんですけど、日量 100 t くらいだと思いますので、それを越えるような水の量はちょっと処理できない、というのが 1 つね。それから今おっしゃったバリヤ井戸なんですけど、どこに掘ったら一番有効なのかっていうのをつかめてないんですね。要するに、どこに掘ったら一番汚れた水をポンプからあげて採れるかっていう場所がね、まだつかめてないものですから、むやみやたらに掘っちゃ困るよっていうのが専門家の先生のご意見でしたよね。逆に地下に汚染を入れちゃうから、掘る時はここだってことをちゃんと調べておいて、ここに掘りますよという形でバリヤ井戸を掘らなければならないので、そこまでの調査が出来てないんです。ですからそれは二次調査以降、二次対策になると思ってます。本格的な水処理施設ね。ですから、少なくとも、たちまち今、なんて言うんですか、問題になるところを早く出さないかんと。我々としては、早く出さないかんと。そのために、水処理の方は、出来るだけ負担をかけない状態で早く出すことを先行させていただきたい。それは、そこで終わってしまうんじゃないし、当然、次の段階に話が通じていくわけですので、先ほどの深さ方向の方もありましたけども、それはそこまで掘った時点で、下の状況をですね、電磁調査で調べるなりですね、当然そこで切ってしまうと、次につながるような調査を込みでですね、まず一旦、第一の対策を終えたいというのが我々の望みです。

住民：えっとね、これ多分住民側でも意見も分かれてるかと思うんですよ。かつて深掘した地下水層を破ってるところの、地下水層修復案ってことを言ったグループがあったんですね。それに対して我々は反対したんです。なぜかって言うと、しっかりした地下水の拡散防止対策を取らないで、いわゆる地下水層を破ってるところの修復をしたら、今おっしゃったように、汚れた水がどんどん流れるだけだと。それよりもまず地下水を止めることの方が先だという、私たちは理解をしているんですね。A2案は基本的には遮水壁で囲ってから、掘っていきましょう、っていう考え方なんです。どっちが合理的かという、私はやっぱりですね、まず●●さんが言ってるように、水処理施設をつくることの方が、長期的に考えて、先に手を打つことだと思うんです。で、そうではなくて、一次対策として、まずこの危ないところを先に取ると、いう選択をした合理性もまた疑問なんでね。もしそれでも取るべきだっていうならば、あんまり深く、深入りしたら駄目だと思う、それこそ。軽くやっという、それから次は、しっかりした地下水層の防止対策でしょう、まずは。それから本格的な掘削でしょう。その方が私、順番的には合理的だと思うんだけど、一次対策で今回のような形でこの地点をやりますと、そして住民側の意見を聞くと、どんどん広げていきます、というようなことをいうのはね、なんかおかしいんじゃないかと思うんだけど。

課長：その段取りとして、二次調査、二次対策の話は今おっしゃったように、しもで押さえて、その上で中に上がっていくという話になろう、なるんじゃないかなと思っています。これは決まっているわけではないですけど。でもその前の段階でね、いろいろとそのドラム缶の話、皆さんの心配の話ありましたが、それはまあ先行してやらせていただきたいな。地下に出来る限り影響を与えない状況でやらせていただきたい。というのが、我々の考え方です。

住民：なるほど。それはわかりました。そうするならば、地下水に影響に与えられないってことは、今回の場合は中途半端な対策を取るということをちゃんと明示しなきゃ。ここは改めてやるんだと。その9カ月でやれる範囲も、5mの範囲しかやりませんよ、とりあえずは。それ以上ドラム缶が見えていても、掘りませんという形でやると、そこは手をつけないと。そのかわり、次の段階ではしっかりした地下水防止対策と掘削調査を皆さんにお約束しますと、言わないとだめですわ。

課長：ですから、今のような考え方に近い話で、もう一度その考え方をご提案させていただきたいと思います。ただね、前もご批判いただきましたけど、目の前にそこに見えて取るのやめますって、それはまた皆さんからご批判いただきますのでね、そのところについては、ある程度の融通は必要かと思っています。

住民：あのね、目の前にあって取るなっていう風に言うことに対して怒るっていうことは、その先が見えないからですよ。その先に県に対して信頼がないからですよ。いつも目の前で展望がないから。だからそれはないだろうっていうことで、今のうちに少しでもやらせておかなければ、どうなるかわからない、という不安が住民たちは持ちちゃう

うんですよ。もっと***を持ってね、しっかりしたプランニングを出して、ちゃんと説明してくれれば、我々だって納得しないではないですよ。そこしっかりやってないから、住民の信頼が得られないんだよ。そこはもっとシビアに考えた方がいいよ。

課長：その全体、一次と二次の。二次が固まる形にはなってないけども、だいたいイメージ的なもので、一次はあくまで中間段階までという形ですね。これに込めて1回出させていただきたいと思います。

住民：それはどこまでの範囲ですか？そこはある意味では、行政にとっては難しい宿題ですよ。最終的な二次対策の構造が出てくるわけですから。

課長：そこはね、

住民：それ出来ますか？

課長：二次対策っていうのは、あくまで選択肢がいくつもあると思うんですよ。これだけで決めることは今出来ないので、そこはある程度含みを持たした形しか書きようがないと思うので、どちらかと言うと、調査ですよ。一次の対策、それからプラス二次の調査。

住民：いや、もう調査は十分やったっていうのを梶山先生もおっしゃってるわけで、我々としてはね、早く対策してもらいたいのよ。

課長：ええ、ですから、

住民：もうだから次こんな調査をしますっていうようなプランニング出してきても住民納得しませんよ。

課長：うん、だから、それにしても、それにしてもね、ある程度の調査は必要なんです。深さ方向をどうやって考えるかっていう話もあるわけですから、そういう風な、これ、あくまで二次の話で、先の話だから、断定的なことは出来ませんが、少し幅を持たせた形で、こういう風につなげていきますっていう絵やったら描けると思うんですけどね。

住民：描けるんだったら出してもらおうの待ちますけども。大丈夫かな？

課長：だからそこはね、ちょっと繰り返しますけども、二次の方については、今の時点でこうだっていうことは言えない。それもご理解いただけますよね？

住民：あのね、でも前、上山さんにしろ、正木さんにしろね、今年の夏くらいには全体的

な工法をね、再構築した時に皆様に提示しなければいけないとおっしゃってたんだよ。けども、だんだん迫ってくると、とりあえず一次対策だっという言い方の形になって、全体のプランニングが出来ないから、一次対策出してきた感じがするわけよ。それもまた先延ばしするんじゃないの？

課長：あの、それはね、なぜこういう形にさせていただくかっていうのは、多分ご説明させていただいたと思うんですけど、国の方ですね考え方、環境省がですね、まずその25年までに芽だしをなささい。という風な考え方がありましたんで、それでこう出させていただいているわけです。つまりそういう二次調査も含めて、二次対策も含めてね・・・

住民：さっきも言ってる通りに、住民側は特措法だとかね、期限だとかいうことよりも、有害物を除けてもらいたい、それだけです。有害物は出来るだけ撤去するっていう県の方針に期待しているわけですよ。

課長：ですからね。

住民：結局特措法とか手段なんで、

課長：そうです。

住民：ね？手段から目的が選ばれちゃいけないんです。目的のために手段が選ばれなくちゃいけないわけだから、その目的をまずプランニング、実現するプランニングを出してもらいたい。そして今、挙げるあげられてる例えば9カ月の特措法の範囲は、この部分で使いますと、言ってくればわかりやすいんですよ。有害物は基本的に撤去するんだっという方針を出した以上、それをどうやって実現させるかっていう大きな絵をまず描いてもらいたい。そして、この特措法で使えるお金でとりあえずここを環境省に要求して実現しますと、言ってくると住民の心もですね、寄り添うことが出来ると思う。

課長：そのところは、当時、齟齬はないと思うし、その二次の対策も当然新しい特措法の中でやらせていただく話になると思うんで、少なくともね、こういう言い方はあれかもしれないですけど、この一次の対策で唾をつけておかないと、二次の対策に入れられないですよ。

住民：それはわかる。

課長：そこだけのご理解いただきたい。

住民：今まで特措法の話出てたんですけども、特措法で全部やれたらやったらいい、やれなかったら県でやってほしい。これは、私らは、こっちの方では、ずっと思ってることです。今も思ってます。だから、特措法の範囲内でやりますと、という、結局5割6割7

割残りしました。というのは、ちょっと納得いかないんです。私この前、有害物の検討委員会が出来た時に、第一回目にもお話しさせていただきました。出来るだけ有害物を取るような、そのための調査を、そういう風にしてくださいと、あの時も知事もおられました。それははっきり申し上げてるんですよ。だから、とりあえずね、特措法の範囲でなんとかこうやってやって、こうやってやりますと、で、その後はこうやりますと。で、全部出来たら特措法でやったらいいし、出来なかつたらそれは県が考えていかないかんと思うんです。そういうことを私らは思っています。

で、あと、ちょっと具体的なことで、今のね、ドラム缶の、あそこの範囲内を深く掘る掘らないということですけども、例えば今5m程度ということ、あの5m程度というのは、どこから出てきたのか、ちょっと私が理解できてないんですけども、なんか電気探査とかEM探査やって、この辺だというようなお話やったと思うんですけども、EM探査とかは5mから10mまでしかわからないと、というような話をこの前聞いてたんですけど、もしそれだったらね、5mは確かでしょう。5mから10mまではよくわかりません。それ以下はわかりませんと。そしたら証言の中で、例えば20m最後埋めましたというようなことは、どこでこういう対応が出来るのかなど。一回5mまで掘りましたと、その下ちょっと見つかりませんでしたと、ただ証言にはそういうことがございますと、そういう時に、その後どういう風に対応してもらえるんですかと。要はどれだけのものを、これだけ取りましたと、その量を確定するのは非常に難しいのかもしれないんですけども、私らは、何をどんだけ捨てたかというのがわかったら、その内の、出来るだけ何割、9割、10割とね、出来るだけですけど、取ってほしいわけですよ。だからそういうことが、やった結果として、どれだけ取りましたよっていうのが、非常に難しいかもしれないんですけども、そういうことが分かるようなやり方をね、考えてもらえへんかなと。ちょっと難しいかも知れませんが、それくらい思ってるんですよ。そのどんだけ取ったかっていうのは、何やわからんけど取ったんや、というのではなくて、こんだけ取りましたと、見えるような何かこう、そういうことを、工事、対策工をやった時に、わかるようなことになったら、うれしいんですけど。以上です。

室長：どんだけ取ったかという話については、当然実績っていうのが出てきますので、何m³取った、何個取ったっていうのは、当然実績として、どれだけ取ったかわからんけど終わりました、という話にはならんということ。

住民：いや、何割取ったかやで。

室長：え？

住民：ここにこんだけ悪いものがあって、その内の何割取ったかっていうのが、わかると一番いい。どんだけ取りましたじゃ、どんだけほかしたか。

室長：どんだけあってっていうのは、見つけたら取るということやと思うんですけど、それは見つけるというのは、どういう、これからまた出てきますけど、見つけるものが一

体どういうもんやというのか、という議論があるんで、その辺はちょっと議論させていただくと。

住民：それが特措法の範囲内だけっていうのは、ちょっと私は・・・

室長：それとですね、特措法範囲っていうのは、範囲っていうのは、何かと言うことは、私思うのは、特措法っていうのは、お金の支援の一つの制度があるということでございますけど、一体何を出すかというものにつきましては、一体ここにどういう対策するかということについては、客観性がないとあかんということございまして、特措法やさかい、こんだけしか出せへん、特措法やなかったらもっと出せる、というもんじゃないと、私思っております。それはあの客観性・・・

住民：いやいや、そんなことない。県が***やったら出せますよ。

室長：国のお金やさかいどうや、県のお金やさかいどうや、というもんじゃないと私は思います。それとあの、ここが5mという話ですけども、ここ、19年の調査して、3mか4mくらいのところで出てるという状況もありますし、証言で、一日のうちに上に置いた重機で掘ったところに、埋めて、翌朝、戻したというような証言がございまして。ここへ20m、30m先に埋めたという証言があったら、言ってほしいんですけども、なかなかその大きな穴をここに掘ったと、南側焼却炉が出来てから、ドラム缶が搬入されて、それを埋めるためにここに20m、30m、25mの穴を掘ったという状況はちょっと考えづらいということと、その先ほど言いましたように、ここにそこに積んであったのが燃やしきれないので、夜に掘って埋めて、朝には戻したというような状況から、あんまり深いところには埋めてないという状況を踏まえて、5mと。バックホウで埋めるのも限度ということから5mという設定をさせてもうてます。ただ、5mやなくて5.5mかもわからないので、5m掘って、下にまだもうちょっとあるようだったら、先ほど話もありましたけど、どんどん掘って、ずっと下まであるという風には私は思っていないんですけども、それは、一定なくなるまで、ということを考えております。それが、10mやなくて15mとずっとつながっていたという風に私は考えてないということです。

住民：よろしいですか？今の室長のお話ですけどもね、掘っていったら、あれば掘るという話なんですけど、掘ってですね、やはり廃棄物層は全部調べてほしいと思うんです。掘って無かったら、私はいいと思うんです。安心出来ると思うんです。掘って無かったら私らは誰かに叱られるようなことおっしゃるけれども、掘って無かったらいいじゃないですか。そうでないとね、私ら証言者から聞いてますし、いろんなこと聞いて、いつまで経ってもこれね、安心できない。県のやられたことに対して、いつまでも不信感が残る。掘って下さいよ。掘って無かったらいいじゃないですか。

室長：あの、この議論も最初からこの議論がずっとあるんですけども、うちのその、それを積み上げて今までこさせてもうたわけございまして、確かにその、そういう不安が

あたりということ、ある状況はわかるんですけども、南側焼却炉の設置時期、ドラム缶の搬入時期、で今のこの場所の埋立の今のレベルになった埋立時期、そういうことから勘案する、あるいは証言者の証言、具体的な証言に基づいて出ているというようなことも踏まえますと、なかなかそういう深いところにあるとは、私らは情報としては持ってない。これについては、確かにここ掘って、ここに何mのところこうしたんやと、ここにあるんやと、いう情報があれば、ケーシングでもしながら、それがこの場所やというのであれば、ケーシングして出来れば、それはまあその中に特に有害部分がある可能性があったら、掘るということになるかなと思うんですけど、とりあえず掘って無かったので安心するというために、ここを20m、30m、25m掘るということはなかなかちょっと出来ない。

住民：そのね、ここへ入れてないとか、全然シロのここを掘れって言ってるんやないんです。疑わしいから掘ってくださいって言ってるわけ。なかったら私、いいと思います。県はね、あってね、掘ってね、出てきたら都合悪いんですか？

室長：そんなことないですよ。あるなという状況を固めて掘らないと、なかなかその、無かったらいいやと、無かってよかったなというような状況でなかなか掘るってことはなかなか難しい。これはまあ最初からちょっとやり取りさせてもらった内容でございますけれども・・・

住民：疑わしくないところを掘れって言ってるんじゃないんですよ。

室長：それは19年の調査の時もやり取りあったと聞いとるんですけど、南側焼却炉ができて、あそこで油燃やすので、ドラム缶が搬入されて、どんどん入ってきて、燃やしきれなくなってあその東側焼却炉、今あのドラム缶が出て、赤く出ているところらへんにたくさん積んであったような写真も見てますけども、そのものは、燃やしきれずにその近くに埋めた。朝には埋めてしまえるような状況で埋めた、という状況は聞いておるんですけど、ここに深堀をしてですね、そこに底に入れたという話があれば教えてほしいなど。

住民：室長は現場におったわけではないし、これも仕入れた情報じゃないですか、ね？そりゃやっぱり事実をちゃんと確認せないけませんよ。

室長：●●さん、またそういう情報があれば教えていただきたいなという、

住民：ありますよ。

室長：この場所のどこなんやと、いうのがあれば教えていただきたいと思います。

住民：私はね、私埋めたって言うてるんじゃないから、そりゃここ掘れわんわん、とは言

えません。けれども、そういう情報がいっぱいあるんです。だからね、疑わしいところはやっぱりちゃんと対策をすると、そうしない限り根本的な解決ならない。

室長：気持ちはわかるんですけども、この場所に深く埋めたという情報は今のところ、いろんな情報のドラム缶としては、見ててもなかなかないんです。だからそこに掘ってなかったらいいじゃないかと言われる気持ちはわかるんですけども、そういう状況で 20 m、25m掘るといって、確かにあそこは廃棄物がずっと埋め立てられて 20mくらいはあるんかなあと思うんですけど、埋め立てられたのは、時期的なこと考えますと、南側焼却炉ができるまでの、あの辺は第一処分場として埋め立てられてあるレベルになってから、ドラム缶が入ってきて、そこをあそこを大きく、確かに深掘穴がたくさんいくつかあるのは、よく写真にも写ってますし、深掘穴の是正も見てまいりましたんで、深掘穴があったってような状況はあるんですけど、あそこに深堀をして底にドラム缶があるという情報があつたら教えていただきたいと思うんですけど。ちょっとそれで掘ると、底まで掘って、ないかどうか確認するっちゃうことはちょっとなかなか、そういう情報で、そういう情報って私、情報持ってないんで情報があれば教えていただきたいなと。

住民：すみません、●●さんが今おっしゃってる、心配されてることに關しての今回調査していただいたボーリングをちょっと、コアをちょっと見せていただいて、ケ-4、あの実際にドラム缶が掘っていただいて出てきたところですけども、ここに廃棄物が 12.95 まで廃棄物になってます。その下は砂になって、粘土になって、全部で 14mほどのところなんですけど、ケ-4 は、で、ケ-4 の 12.95 から、12mから 12.95 のところに粘土があるんですけど、その粘土に金属片が腐食した、本当に細かいのがいっぱい練りこまれたような粘土が出てきてるんですね、下の方から。だからそれがやっぱり一つの可能性としたら、そういうドラム缶が腐食したものが混じりこんでて、そういう風に粘土にまざってるという可能性もないことはないんで、その証言者の証言の場所がここっていうんじゃないんですけれども、今回の調査でわかったこととしたら、そういう地点があるということをおわかっていただけたらなと思います。

住民：そういったね、●●さんも調査の時にはずっと立ち会ってもらってきておりますが、そういった状況も考えて、やはりきちんとした対策をやっぱりやってくださいよ。

住民：このね、ドラム缶のこれはね、平成 5 年の 9 月に県は確認しておられるんですよ。一千本が保存してあるというね。それからあくる年なんです、平成 6 年 6 月に証言を取っておられるんですけど、この時にはないということなんで、だからこの本当にたくさんドラム缶で、埋立の範囲と書いてあるんですけども、その辺のところを県も確認しておられますので、***。それともう一つは、廃プラスチック等ですね、***したというのでも確認しておられます。この内容に***有機溶剤が入っている、それも確認しておられる。それをですね、悪臭源やということで、県がわざわざ埋立しなさい。これの指示をしておられるんですね。だから、我々は、色んな心配しておるわけですね。それと、今もおっしゃったように、その廃棄物層が第一処分場の方は、こう山になっており

ますけれども、山***それだけでも***悪いんですね。だから言ってるんです。

それと、航空写真にもありますように、大きな穴もあるし、小さな穴もある。だから、はいそうですかっていうのは、我々としては廃棄物や***。だからそういうところ、やっぱりきちっとして欲しい。で、さっきもおっしゃったように、とりあえず現時点ではそこまですると、だから二次について、また改めて取るんだという、そういうきちっとしたものを、やっぱり見せていただかないと。

住民：掘ればわかるんじゃないですか。ある程度掘っていけば、その下にまだありそうか、そうじゃないかっていう。今ここでね、5 m以上の情報がないから、掘らんとかね、もっと下まで掘らなきゃいかんとか、そんなことばかり、前回の繰り返しばかりなんですよ。掘って見たらわかると思うんですよ。ここでそんなこといっていったってしょうがないんですよ、ちっとも前に進まない。だから、可能性があれば掘ると。前に言われてるでしょう？この周辺にね、可能性があれば範囲を広げてやると、それでもうすべてよろしいんじゃないですか。下ありそうだったらもっと掘ってくださいということです。

住民：●●さんでもさ、その時に地下水汚染が広がったらどうする？

住民：地下水汚染が広がるっていうのは、やっぱりなんか水が出てくること？

住民：そうそう、深く掘ってさ、

住民：だから、下から出てくる場合、それは出てきそうであれば、その時点で判断したら僕はいいと思うんですけどね。ただねえ、僕はあの、一つ逆にも言えることはですね、一部、第一次調査でやりますね？で、何か下に地下に問題があるからやめますね？それで第二次にしましょう。そんな第二次は少なくとも一年くらい先なんでしょう？だからその掘りっぱなしで置いとくわけにいかんから、またどっちみち埋めます。多分***は。

住民：シートかなんかね。

住民：***がまた埋めちゃう、掘ったやつ。でまた、二次でまた一から掘る。こういう無駄なことをね、何かこのバカげたね、ロスじゃないかなと、僕は思うんですね。

住民：それはどうなの？例えば9カ月の期間で、予定されてる所が終わらなかったと、いろいろ問題が起きた時、その場合は今●●さんがおっしゃったように、埋め戻しをするの？どういった形で中断させる？

管理監：いくつか方法があるかと思いますが、いわゆるその穴の範囲がですね、そういう特殊なシートでもって、がばっと被してしまって、いわゆる屋根を付ける形で、下は穴のまま置いておいてもいい範囲と、それは相当広がったら支えきれないという部分

もありますし、逆に浅くて、浅ければ逆にどうしても良質土がいるという部分であれば、シートをひいて、その上に土をかぶせて、次すぐどけやすいようにしておくというように、その方法については、いろいろと技術的な方法があるかと思いますが、その方法については、一次対策で来年度やりますという段階でもって、法が仮に早く延長されているのであれば、もうその来年度中に申請、次の第二次の申請もできますので、その一年放っておくという形にもならないという可能性もございます。これは前もお話させていただきましたように、今の特措法の延長が、来年 1 月の通常国会に出されると。その国会中に議決されるということになりますと、延長が決まるという形になりますので、その場合ですと、来年度考慮しながら次の二次対策の申請をあげられるという形になりますと、若干、入札等の時期の数カ月の間は空くかもわかりませんが、その半年も一年も放つとかならないということはないと。ただ、場合によっては、来年の 1 月の通常国会じゃなくて、翌年度の期限が切れる直前の期切れ法案みたいな形で 3 月末に可決されると、そこから申請をせんなんという話になるので、半年なり 9 カ月という部分が空くかもわからないですけども、そういうことのないように、今要望活動も積極的にやっておりますので、少なくとも、間が開いたとしても、支障のないような形の、当然工夫はしないと、逆にそれを多分おっしゃるのは、深い穴掘って、埋め戻して、次やる時また掘るようになると、なんちゅう税金の無駄遣いと、こういう話になろうかと思っておりますので、そういう点については、当然税金を使いますので、一番効果的で効果が上がるものを選択するという形になろうかと思っております。

住民：それとね、掘って、どれくらい掘ったら水が出てくるかどうかっていうのは、だいたいわかってるんじゃないの？ボーリングでわかってるんでしょう？

課長：いや、まだ水位の変動がつかめてないんで・・・

住民：えっ？

課長：水位が変動するかを調べなさいと先生からも言われてますので。だから・・・。

住民：分かりました。

住民：それとね、いろんな話聞くとね、かなりのね、不確定要素があって、一回フローチャート作ってもらえる？こういう場合はこっちに行きます。で、このフローチャートで納得できるかどうかっていう話を、今までの議論を含めて出してもらわないと、ちょっと曖昧な、我々も混乱してきて、何がどうしたのかわからないんだよ。

住民：それとね、掘削量ね、一日 100m³ ですか？深堀なんかの時は、あれは決してよかったと、僕は決して言いませんけど、一日何本も掘られたと思うんです。4万 3,000 m³、8週間で、一日約 1,000 m³。

課長：それは場外に持って行ってないですよね？

住民：場外に持って行ってない。

課長：今回、場外に持っていかなあかんですもんね。

住民：場外のどこにもって行くんですか？

課長：それまだわからないですけども、少なくとも場外に持って行くというのが条件ですから、

住民：場外に持って行くって言ったって、そんなに量は持って行けないでしょう？

課長：いえ、そこはこれからどこまで持っていか考えなあかんのですけども、

室長：これはドラム缶が出てきて、それごと掘る、で、そこに出てきた分をまた横に出たらずぐ掘る、で見えたらすぐ掘る、そういう作業がありますので、深堀やなんかの土木工事のつづきみたいな、ああいう調子には行かないです。

住民：仮に他所に持っていくにしてもね、よそに持って行くから 100 m³、深堀やなんかの 10 分の 1 に制限される、そういう理屈がよくわからない。

室長：深堀なんかはほんまに土工の土木工事のように掘って行かれたと思うんですけど・・・

住民：いやそれでね、一応、不完全だけど、ロット分けしてね、内容の分析もやってるんですよ、調査してるんですよ。

室長：だから置いたところでやっておられたかと。VOC の高いところやったら、どこまで掘るか、慎重に考えもって、やる、採り残しのないようにやる、ということでやると、安全は見たるかもわかりませんが、

住民：まあ丁寧に調査していただくのは・・・

(同時発言で不明)

住民：9 か月もかけて、たった 1 万 m³ でした。効率悪いやん。

室長：確かにどんどんどん掘る、調子よく掘れるっていうこともあるし、雨の日もあるし。確かに出てきたやつをのけもってやりますので、なかなか普通のようにはいかないかなと思いますので、これが少ないって言うこともあるかもわからへん。もうちょっ

といけるかなとも思いますけど、安全に徹するという事です。

住民：ちょっとあまりにも効率が悪すぎるんじゃないかなとね。

住民：ちょっといいかな？あの一次対策の方針って出してる以上は、出した有害物はどこへ持っていくとか、それから有害物以外を仮置きするって、これどこへ仮置きするの？県の今までの資料からやと、だいたい 10%が有害物やって言うてるけど、取った 9,000 m³、どこへ置くの？こういうこともきちっと最後までつめてから、こういうものを出してもらわんと、話にはならん。どこへ持っていくか、今のところわかりませんちゅうなことで、方針と言えるの？

室長：どこへ持っていかって言うたら、例えば何県のどこどこですっていうことは決まっておきませんが、中間処理の必要なものでございますので、それができるところへ持っていかと。それがほんで、納得していただければその辺を詰めていくというところでございます。仮置きの場所等につきましても、今ちょっときちっと決まっておきませんが、二次対策で選別できるように、どっかに置くということでございますので、その二次対策の順番等含めて検討していく必要があるんですけども、その二次の順番も含めた***ということでございます。一万 m³ っていう大きいものでございますので、二次対策の手戻りにならないような場所を選定しておく。それもね、今ここやって、なかなか言えないところがございまして、言うていただいたことは、今後、もし納得いただけて決めていく上での、どういう風にして、どこへ運ぶんや、あるいはどこに仮置きしとくんやというところ、非常に大きなポイントとしてこれから詰めていくというところでございます。

住民：早めに出してもらわんと困る。

住民：あのね、その有害物を取り除くのをどういように決めるっていうのは、先ほど溶出試験って書いてる。これはあれやろ、***をものすごく***にしてるんですよ。実際には有害物たくさん残るやないの。余計に拡散するやないの。溶出でそもそもやること自体問題やと思ってるんです。余計にひどい感じがするんです。

室長：あの・・・

住民：だから一次対策も一緒やで。有害物で除去するのは溶出試験ですよ。だから・・・

室長：一次対策では VOC の高いところの広がりを見て、ドラム缶が、掘ってドラム缶が出てきたら・・・

住民：VOC をどのように判定するのかっていうことを聞いてるんですよ。

室長：VOCをどのように判定するか？今のこの特管物の判定してきたやつがどこまで広がってるかを見ながら取っていくということなんですけど、これもあの、VOC必要に応じて・・・

住民：特管物って言うこと自体が、僕らは反対してるんです。

室長：いやいやわかっていますよ、わかっていますけど、今場所を言うてるだけの話ですね、今そこがどこまで広がってるか、VOCは環境基準超えたやつ出すっていうてますんで、その、そこがどこまで広がってるかを見て出すということです。

住民：環境基準よりは溶出で？

室長：はい。

住民：だからそれに***をしてるわけです。事実この前の分析結果にしたって、やっぱり***ですもん。要するに濃度は薄いところよりも、***余計に拡散、広がるんじゃないですか。***判定を見たら、下げて***

室長：今一次対策としては、VOCの広がりを見つけて取る。言うておられるのは、ガスの話になってくるかなと思うんですけど、それまた次の話させていただきたいと思います。

住民：一次対策で取るわけですね？

室長：一次対策で今の広がりを見て取るということでございます。

住民：それを判定？

室長：判定は溶出試験ですよ。

住民：そこに問題がある。

室長：いや・・・

住民：こんなことしてたらね、絶対、ほんの一部しか取れないですよ。

住民：それとね、今回一次調査の、一次対策とはちょっと合わんかもしれんけども、汚泥とか、灰とか、ありましたよね？それについてはどのように考えておるんかと。

室長：ちょっとあの、一次対策の***区切りを付けさせていただきたいと思いますが・・・。そしたらすみません、長いこと時間かかっていますが、一次対策につきましては、いろいろ

ろ意見頂きましたので、4-8・・・

住民：はい、一次対策、一次対策の件で話させてもらってよろしい？終わってないです、一次対策の。一次対策の質問します。掘削除去対象の中に、医療廃棄物っていうのがありますね。これは医療系のものが出たら全て出すというのか、その前提と、特管、特別管理の医療廃棄物だけ出すというものなのか、具体的に聞かせていただきたいなど。

室長：あの、特管物と、その時なかなか検査をするっていうもんじゃないんですけど、ここの4.4.2の四角い赤のところ、ここから医療系の血液の入ったものとか、含まれたものが出てますので、これを出すと。具体的には、ここのものを出すと。

住民：前回もこの5m掘って医療廃棄物が出てます、たくさん、出てます。その時は特管物じゃないからそのまま埋めてしまってます。今回もそのようなことをするのか、いやいやそりゃあれば、医療機関から持ってきて、焼却するんだということで持ってきて、ところが、そこにみんな埋めてしまったんですね。ひと山になって埋まっています。特管物だけとなると、特管物とはどういうことなのかっていうのを聞かせてほしい。

課長：今回の処理については、前にも話しましたように、取りだした廃棄物は元へ戻せませんので、どういう風に処理するか、まあ持ち出す格好になります。処理の仕方として、特管物は焼却することになりますし、廃プラでしたら安定型処分場に入れるという格好になると思います。

住民：そこに出てきた医療系廃棄物は、医療系と思われるものは、すべて外へ出して頂けるといことなんでしょうか？

課長：掘削に伴って出てきた廃棄物については、元に戻せないの、外へ出しますと言うことです。

住民：出して頂ける。了解しました。

それと、液状廃棄物、ドラム缶エリアで、掘削した場合、そういうもの出てきたら、どういうふうな判断、判定をするんですかね？ドラム缶以外に、そういう周辺のもの、出しますよということだと思っんですけど。

室長：ドラム缶を出すときにですね、そこからこぼれて出るもの、それと、そこかで出てると思われるものを出すということで、なかなか具体的にちょっと言えませんが、ドラム缶出した時にじゃじゃじゃと出たやつをがばっと一緒に取ってしまうと。

住民：じゃじゃじゃと出た時のものだけなのか、今までそこら辺にずっと流れていたものなのか・・・

室長：例えばですね、油がずっと染み出ているような土があるとかですね、そういうことであれば、そういうところも取らんなんとちょっと今思ってるんですけど、現場見てみて、それぞれの対応をせなあかんのかなと。そこから出たやつも含めて当然ドラム缶だけで済む話ではないので、当然中に入ってたならそのまま出しますが、それがあふれてこぼれてたらそれも含めて、土に混じりますので、それも取ると。これは出てるのではないかなと思われるところは、取るというイメージで。

住民：その辺をちょっと具体的に書き入れてもらいたいし、現場でまた住民立ち会いの元でやれることもあるかと思うんでね、その辺の判定を誰がするのか、その辺も併せてちょっと書いてもらわないと、またもめる元ですから。いいことは書いてるんですけどね、現実はなかなか、わかりました信用させてもらいますっていうわけにはいかないので、まあ、よろしくをお願いします。曖昧です。

司会：一次対策に関して、他にご意見ございませんでしょうか？

住民：すみません、よろしいですか？住民としては、二次対策まで全部を撤去するというのが基本的な思いだと思うんですよ。で、それで特措法とか、いろんな制約、時間の内容で、着実に一步步進めたい、という理解は私はしております。で、そのためには一次対策やった時に、課題になるのが、私が今聞いた限りでは、地下水への汚染の状況。それに対しては、深さの限度を5mくらいまでというような今までの範囲で考えてる。で、それ以上深く深く掘って、どんどん出したいんだけど、どこまで地下水があるかわかってないというのが現状じゃないかなと。そうなれば、今一次対策と共に、二次調査というのか、地下水の、次の二次、地下水を防衛する方策を併せて進めていって、ここまでだったら大丈夫だ、ここまでの深さだったら大丈夫だというところまで、一次対策で取り除いてほしい。で、その次に、奥に行く時には、その調査をもとに、二次対策はこうすべきだということを次の手に考えていただきたい。ですから、この一次対策が二次調査、二次対策につながってるという前提での、一次対策、いう内容にしていきたいなと思っております。

室長：おっしゃられる話は、調査、二次調査もあれやし、この間の委員会で梶山先生から助言頂きました。水位は手測りで、定期的に測っておりますが、もっとう、なんていうか、もっと測れと、日常どうなるかわからんということもありますので、自動的に測れるようなものを設置もさせていただくなり、ちょっとまた提案させていただきますので、そういうデータはこれからまた積み上げていくということを考えております。

住民：ひとつだけ言い忘れましたが、今、保管されてる不法廃棄物、これはどうなるんですか？

室長：例えば建屋内にあるドラム缶とか、そういう話ですね。これはあの、あのままずっと置いとくというものではございませんので、処分することになると思うんですけど、

一次対策ではちょっと出来ないかなと。そのままあの建屋にずっと放っておくということとは考えておりません。いずれ処分するんですけど、一次対策ではちょっと今それを想定、中には入れておりません。

司会：はい、あ、どうぞ。

住民：私はですね、この夏からこの席で聞かせてもらってます。ですから、知識は私一番持っていないと思います。そういう状態ですので、ちんぷんかんぷんな状態で、申し上げるかもわかりませんが、まずはこの資料見せていただくとですね、非常に担当の方、大変やったなど。よく調べていただいたと、それ作るだけでも大変やなど思いましたので、まず感謝をせなあかんなど、こう思います。それからですね、この特措法ですか、こういう特措法を適応してもらおうということで、申請せないかんね。申請、書類を出さないかんと。それを書いているわけですね。こういう書類を出さないと・・・

室長：申請をするもののデータとして使わせていただく、調査の結果とかは

住民：いろいろ条件があるんでしょう？いついつまでに出しなさいと。あるんでしょう？だから、そうすると、早い話がお金もらえる訳ですね。

室長：そうです。

住民：お金言うたら税金ですけども、滋賀県も大変ですからね、これはもらえるようにせないかんなどということで、いついつまでに期限があるんでしたら、この全員で特措法を適用してもらえるような、これやらないかんなど、こう思うんです。ですから、今いろいろ出ますその 5mではあかん、10m、15m、これはもう気持ちとしてはわかるんですけどね、それはまあ横に置いてですね、とにかくその特措法の適用する書類を出さないかん。いつまでに出さないかんのですか？そういうものに合わせてやったらどうですか？

室長：あの、一次対策につきましては、12月に出そうということで考えておまして、先ほど言いましたように、うち今いろいろ宿題言われましたんで、またこの何度でも会議設定して申し訳ないですけど、また・・・

住民：宿題もね、宿題も、出来んかったらですね、後にしてでもね、申請やらないかんのとちやいますか？

室長：すみません、12月にはこのまとまったものを出しますので、それまでにとということで、先ほど言わせてもらいましたけど、10月の中頃には欲しいなど。中頃に、うちのせんなんんことありますので、あれですけど、10月中頃までに同意いただくと、それからもうちょっと詳しい設計をしてですね、それを盛り込んだ実施計画を作って、それを

12月には出したい。

住民：そういう仕事をね、はやらんことには、それ過ぎたらどないなるんですか？もうそのお金もらえなくなるんでしょう？とにかくそれ出せるようにせないかんと思います。それから、一次対策という話がありますので、二次、三次、四次、どこまであるんか、どこまでどんどん行くんかわかりませんが、この特措法で幕引きということではなさそうですね。このお話聞いてると。幕引きっていうのは、これでちゃんと出来た、終わりや、ということにはならんように感じました、私は。ですから、この特措法を適用して、色々とした、パーセンテージでいうと、50%出来たと。ほんじゃ後残りの50%あると、それは二次対策。それじゃなかったら三次対策、ずっと延びてちゃんとなるんですね？そうじゃないですか？

管理監：あのですね、

住民：その辺がわからんのですわ。

管理監：あの、産廃特措法というのは、基本的には来年度末で時限立法となりますので、10年度の時限立法で一旦そこで切れるということ、法律でうたわれております。で、それまでに、来年度の一年間分については、今の現行の特措法でなんとか対応してもらおうという形で、頭出しをしておきたい。今一方で、全国の少くない知事が、この特措法の延長を国の方に要望しておりますし、国の方にも行って、その方向でもってという確約ではないですけど、聞いておりますので、当然、特措法は延長されるという見込みでうちは動いております。その特措法の延長期間が、当初今の延長、法律ですと10年ですけども、そのまま次のもう一回10年間の法律を作ってくれるのか、5年間に縮められるのか、この点については、あくまでも法案を出される環境省の考え方になる。仮に5年間の特措法の延長という形の延長法案が可決された場合は、滋賀県としては、その5年間をフルに使って対策を取っていききたい。基本的に、5年間と言う期間があれば、一定の言っております二次対策というものについては、一定のメドがつくんじゃないか。今おっしゃられるように、特措法もしっかり活用しながら、5年間でもって、RDの対策を終えていきたい。そしてその後、まだ水の関係のモニタリングとか、もうひとつ長くかかるものがありますが、基本的にはこの対策の行為については、5年間で延長が認められれば、その5年間で対応できる、或いは対応すべく対策工事を構成していくというようなことを考えております。

住民：ちょっと待った。それだと最初の話と同じになっちゃうじゃないか。A2案を却下してき、B案にしたのはさ、県は特措法の期限があるからという理由だったでしょう？そうではなくて、有害物を撤去するという方針を転換したのは、その特措法の期限と言うよりも、有害物を残すことの弊害の方が大きいというように判断変更したからじゃないの？今の藤本さんの話だと、昔に戻ったみたいだよ。

管理監：特措法の前の時は、あの時点から始めて特措法の期限内に終われないとか、いう話という風に理解してるんですが、違うんですか？

住民：そうそう

管理監：ですから、今、今回の場合は、新たに・・・

住民：有害物撤去 5 年で済むかどうかわからないじゃないですか。我々にとってみれば、5 年以上かかったって全然問題はないんです。ただ、今でも県は、特措法の期限内に終わらせる中で選択したいというのが方針ですか？僕は有害物を撤去するっていうことが大原則で、さっきも言ったように、目標なのか、中途半端に優先するのか、はっきりして下さいよ。住民は目標を優先するっていう県を信頼して、これまで話合ってきたんだけど、手段を優先するんだったら、話合いは決裂してしまいますよ。

住民：私のですね、お伺いしたいのは、この特措法の申請をやると、それに、その条件に合うようにですね、仕事をやると。それで完了しなければね、また第二次という名前になるのか、三次になるのか知りませんが、もし上からお金が出なかって、県でもやるよということで、やっていかないといけないんじゃないですか。出来るだけお金は少なくして、対策する、これが意義あるんです。ですから、そのために pH とられたり、いろいろ調査されてですね、何でもかんでもどわーっと全部取ってというのは、これ、大変ですからね？少しでも効率のいい掘削をやろうということで、こういうデータを取られたんだと思うんです。じゃないんですか？。ですから、幕をですね、今回、なんですか？トラックの絵まで描いて、写真まで載ってますけど、これで幕引きというものではないんですか？ね？ですから、別に私はこれで幕引きじゃなくて、一次、二次、その度に会議する、よっしゃということで、握手出来た時点が終わりじゃないんですか？

住民：極めて今重要な論点なんだけど、それははっきりさせて欲しいわ。

管理監：基本的に、今、私が申し上げれることは、議会で知事が言っておりますように、特措法を活用してこの問題を解決したいというのが県の基本方針と言う形になっておりますので、特措法を最大限に活用すると。仮定仮定で申し訳ないですけども、例えば、今 5 年、7 年なのか、10 年なのか、全然特措法の延長については法案が出ておりませんので、その法案の中身によって、その可能であるとか可能でないとか、含めて変わってくるんであって、今の段階で、特措法の期間が、短くて間に合わなかった時は、後はどうすんねんと言われた時の答えていうのは、私は持ち合わせておりません。逆に言えば、その時の、後の残の事業についての必要性なり、あるいは国に対するさらなる延長の方法があるのかとか、その時の地方交付税の仕組みがどうであるのかとかいういろんな選択肢があるので、その申し訳ないですけど、先ほど言いましたけど、10 年の場合もありますし、そういう意味で言うと、その特措法の延長の法案の中身から見えてくると同時に、こちらの対策工も一定、固まってきた時に、初めてその点について議論しなけ

ればならないのかなと。

住民：じゃあ特措法に関する審査あるんでしょう？やはり。で、審査で仮にバツやったらどうなるの？バツやったら、これは県も、市も入っているかわかりませんが、やるんでしょう？特措法がバツやったら、これで幕引きと、終わりと、こうなるんやったらちょっと異論もあると思うんですけど。

管理監：基本的に、こんだけ我々が特措法、特措法言うて、来年のことも含めて、延長した時のことも含めて、特措法にて対応すると言ってるのは、基本的に、これまでも、ずっとその環境省の関係の財団と、こちらの現状をお話をしている中で、特措法の対象事業には、認められるという、ほぼ感触を得ております。ただし、その中身の項目ですね、どのような対策工をするのかについては、当然おっしゃるような形の審査なり、向こうのチェックなり、あるという点で、そこの中で最大限の思いをなんとか叶えたいというのが我々の思いです。

住民：だから、審査に受かるようにはせないかんと思うんですよ。それで100%終わればいいんですが、ここに書いてある、何ですか？9ヶ月とかね、書かれてますけど、これですべて完了というふうに成ればいいんですけども、だめであれば、次また続いて行くわけですね？それはお金が県であろうが、国であろうが、それは関係ないですよ。

管理監：あの9ヶ月というのは、来年だけで、今の現行の特措法でやる事業ですので、そこから次に25年度からは、延長されるであろう特措法でもっての対応で、次の第二次をやらせていただきます。

住民：それをこの延長されるであろうっていうのはね、これ延長されないかもわからないんでしょう？そしたらもう止めるんですか？どうなんですかね、これ。

管理監：延長につきましては、知事会、全国知事会、当然近畿ブロックの知事会、中部の知事会、というようなところで既に国の方にも要望も上げておりますし、一定、その、まったくその門前払いみたいな感触ではないという点から、当然延長は実現できるであろうというような・・・

住民：延長されるであろうと言うふうに今思っておられるんですね？仮にですよ、アウトやったらどうなるんですか？

管理監：今現在は延長されるということを前提で、こういう話をさせてもらっておりますが、それじゃなかった時は、もう一回一から枠組みを考え直さなならんと、ただその場合に、基本的に今は知事もそういう思いですので、次に2回目の特措法を活用してこの問題を早く解決したい、ということで我々は仕事をさせていただいているということです。

住民：私はもうそれでいいと思うんですよ。国からやってもらえるとありがたいなど、そのようにお願いしたいなど言うことで、もしあかんかったら、どうなるのかなど、その時に知らんと言われると、これ困ると思うんですよ。それだけです。そりゃまあその時になって話ししよう、こういうことですね？

管理監：それか、この RD の処分場につきましては、まだ明確には言っておりませんが、県も既に跡地については県有化の方向も考えて行きたいというような形で、今はあくまでも代執行という形で、旧の処分場の会社が持っていた土地を、こういう形で県が代わって税金でやるという仕組みになっていますが、それが終わった段階で、あるいはその途中でにおいても、県有地化ということも考えて、そういう意味では、県の土地でというような批判が、当然出てまいりますので、その点については、そういうところの話を知事はもう既に表に出しておられますので、そこら辺でご判断いただきたいと思います。

住民：今の感覚として、国からはずっと***というふうには理解しております。それから、1年、2年、3年と見ても、今まで結構年月経ってますから、多少3年やら4年やら5年やらっていうのは、私はええんじゃないかなと思ってんです。完全に安全な状態にしていだけるのであれば、個人的な話で申し訳ないんですけど、それでまあ・すみません、ありがとうございました。資料これ作りはるの大変やと思います。私やったら作れ言われたらようせんなどと思って見てます。有難うございました。

司会：他にございませんでしょうか？

住民：あの、今日ね、一次対策の他にまだ話で予定されてるの？じゃああの、簡単にしますが、今の話で、もうわかっていると思いますけど、宿題を持って帰るっていう話でね、もう時間が1ヶ月以内に我々が協定結ばないと、そこから話せないんだけども、特措法の申請が危うくなるわけですよ？もう時間がないんだよね。具体的にもう例えばこういう形で協定案みたいなものを一応作ってもらわないと、話が進まないわ。うん。もう少し具体的な形で、持ってきて、これで同意してもらえんか？という形で、資料と協定案と、いうのを早急に用意して、こういう集まりの場を持つことも必要だけども、やはり自治会長さんには、適宜ね、説明をして、そのやりとりの中で案を練り上げといてもらって、ここに出してもらわないと、いけないんじゃないかなと思います。

室長：はい、おっしゃる通り、今のやつのもうちょっと、今経緯いろいろ言われてましたんで、それ全部盛り込めるかどうか、ちょっと別として、もうちょっと詳しく書けど、いろんなことありましたんで、その辺を、資料作らせていただくのと、協定案を作らせていただきます。

住民：協定結ぶ時に、我々はね、内部と会議開かないと、

室長：そうですね、はい、わかりました。それもちょっと・・・

住民：会議開かないと同意出来ないんだよ。だから 1 ヶ月っていうのはね、ほとんどね、苦しいと言えば苦しいんだよね。

室長：あの、協定案をちょっと作らせてもらおうかなと、

住民：今日それをもらいたいくらいなんですよ。

室長：またそれは早急にお示しさせていただきたいと、よろしくお願いします。

住民：じゃあ、どれくらいで出来ますか？例えば、もうほんと 1 週間、とか 10 日ぐらいの話で進めていかないと。出してきた協定案を、すぐに住民たちが納得出来るということを保証は出来ません。そこからまた違った方向に必ずなるので、時間って極めて短いと思いますよ。

室長：すみません、ちょっとあの何日って今ちょっとなかなか言わせてもらえませんが、先ほどおっしゃられたように、中で協議していただく時間が要するというのは十分理解しておりますので、早急に作らせていただきます。ちょっとまた連絡させていただきたいと思います。ちょっと今、何日というの、ちょっとなかなか言えませんが、協議の時間を含めて、それが必要やということは認識していますので、早急に提示させていただきます。

住民：もう一つはね、私、今日の栗東市議会の中で、この件に関してね、平成 21 年の県の要請を受けた議決というものについての質問をさせてもらった中でね、やっぱりそのちょっと栗東市を軽視し過ぎてるんじゃないかなと、県がね、という思いもやっぱり住民の皆さんの中にもあるということがあって、やっぱりそのしっかりとした話し合いも、栗東市との話し合いも、やっぱりきちっとした、進めてきた中で、そういう案を作っていたっていただきたいと。県側が出てきた時に、栗東市が住民として初めて見たっていうんじゃないやっばりね、栗東市としても格好悪いと思うんですよ。やっぱり事前に、やっぱりその自治会長なり栗東市なり、きちっと話し合った中で、こういう公の場でぱんと出してきていただきたいという思いがありますので、そのこのところ、よろしくお願いします。

司会：他にございませんでしょうか？そしたらちょっと時間も迫ってきてますので、次の議題の方に入らせていただきたいと思いますので、説明の方、よろしくお願いします。

参事：それでは、その他の質問事項ということですが、お配りしました資料 A4 の一枚もので、揮発性有機化合物類の調査方法について、というやつをちょっと説明させていただきます。これは、前回の話し合いの時に、ガス調査の方の結果が、この土対法、土壤汚染対策法とどうなんやというようなお話がありましたので、一応資料を作らせていただ

きました。これは、ここに書いておりますが、『土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改定版 2011 年』というやつでございます。この下の箱の中の上の文章のところの、その 144 ページ、下の所が 146 ページです。ちょっとこの図の方がですね、一部加筆というか、ちょっと書き足しておまして、この真ん中のずっと下へ降りて行っている線の下から二つ目の箱、破線になってますが、「必要に応じて補完的なボーリング調査（基準不適合範囲の絞込み）」と書いてある、これがちょっと県の方で、ちょっと加えさせていただいております。分かりやすくするために加えさせていただいております。ここに書いておりますのは、上のところ、基本的な考え方ということでございますが、第一種特定有害物質、揮発性有機化合物、VOC と呼んでるやつですが、これについては、地下水を経由した摂取によるリスクを対象としていて、土壌汚染の状態は、土壌溶出量調査により評価することが原則ということがございます。ですが、この VOC は揮発しやすいという性質がございますので、それを利用した簡易な調査法でやる土壌ガス調査によって、汚染の状態をある程度的確に捉えられる、と。そこで、まず土壌ガス調査、あのうちの方で行いました表層ガス調査でございますが、これを行って、そこでガス中に VOC が検出された場合は、その濃度が相対的に高く、土壌汚染が存在する恐れが最も高いと認められる地点、具体的に言いますと、30mメッシュを 9 分割しまして、表層ガス濃度調べて、その中で一番高かったところが、土壌汚染が存在する恐れが最も高いと認められる地点、というふうに考えまして、そこでボーリングを行って、それぞれの深さごとに溶出量を調べたということでございます。

ということでございまして、基本的にはその廃棄物土の適応質量で調べるということですが、それと位置をより簡便な方法でよりそういう、汚染の恐れの高いところを探す方法として、表層ガス調査というのを実施したということでございます。これが一つ説明させていただくやつと、あと、一次調査の中で、pH 依存性の試験ということで、pH を酸性の方に固定したり、アルカリの性の方に固定したりしてやった結果を、どう使うんやというような話がございましたが、これをそもそもやりましたのは、日本の公定法では、十分、そういう有害物の、どういう時に溶出するかというのが、反映できないところがあるんじゃないかということで、アメリカの TCLP というような方法なんかも参考にしてはどうかというようなご意見もございましたので、その辺を反映させるような形で、pH を、酸性か、あるいはアルカリ性なりに固定したような試験をやるということでございます。その結果、鉛で酸性で固定した場合に、一定の基準を超えるようなやつもありましたけども、それはちょっと説明すると時間があれですが、通常では、考えにくい状態では出るというようなことですので、例えば、鉛汚染の 5000m³ よく出ておりますが、ああいうなんについても、たちまち、直ちに掘削除去しなければならない、というものではないのかなという風に考えております。ただ、これからしっかりモニタリングの方させていただいて、そこの状況をずっと見まして、その状況で、もし状態が変化して行って、溶出しやすい状況が近付いてきているというようなことであれば、何らかの対応を取るというようなことで、対応して行きたいというふうに考えております。後ちょっと質問、十分にこたえてないところもあるかと思っておりますけども、時間も限られておりますので、うちの方から説明はちょっとこれだけとさせていただきます。またご意見の方よろしくお願ひします。

住民：すみません、今のお話聞いてまして、よくわからん。今のお話ですと、5000m³の鉛、これはいわゆる土対法の基準は超えてるという状況になってますね。土対法の基準を超えてるから、鉛、粘土で包んで埋めた。それは今のご説明ですとですね、慌ててやるというか、すぐ取る必要はないと。今後ですね、モニタリング等で、そういうものが出てくる可能性と言いますかね、そういうものがあれば、それから状況を考えると、なんかそういう説明をされたように思います。それはね、ちょっと今の段階でね、極めてね、なんていうのかな、例えばモニタリングをどれくらいやって、何年先にそれが出てくるかわからないわけですよね？そういうことがね、今ここで言って、そして住民が納得出来るようなね話やないんですよ。藪から棒にね、そういうお話されても。我々は、当初から言っておりますことは、極少量のね、ものすごく濃度の濃い部分、そんなにたくさんあるわけじゃない。極少量見つかったところをですね、分ける。そういう少量の出てもあんまり処分場はですね、改善に、汚染の改善には効果がなかりょうと。やはり総量を減らさなければ、効果がなかりょうと、いうことを当初から、周辺自治会の住民の皆さん、まあ私もそうなんですけども、そういうことを主張し、お願いしてるわけですね？その、しかも 5000m³なんて、あれはもう相当固まった大きな量なんですよ。そういうものを除けずしてですよ、それで有害物除けたと、そんな効果はね、わからずにこれで十分ですと言えるようなね、効果がね、本当にそれで言えるのかどうかと、そういうことを我々言ってるわけでありまして、とにかく総量減らす、だから有害物を徹底的に探しに行って、探して、除けると、そして総量を減らすと、こういうような流れが当初から言ってるんですね？それで、だからその、汚染レベルも、当初から懸案になっております。まだ結論が出ていない平行線になっているということですね。

それと、この間、この前も私申し上げましたけども、全然、何の返事も何もない。言っぱなし、言われっぱなし、今私の方で言っぱなし、県の方で言われっぱなしみたいな状況になってですね、また同じこと今日また言わないかんのか、ということなんですけれども、この間県がね、県から提案されたいわゆる有害物の基本的な考え方のところでありますけれども、いずれにしましても、土壤環境基準超過物ですね、これはVOCなどの場合は、環境基準を越えたら除けるだとか、それから、それ以外のものは、3倍であれば、3倍以上を除去対象にするとか、そういうこと言われてますけども、一番基本になる検出の方法が、いわゆる公定法、溶出試験であると。今のある程度の状況見ますと、だいたい浸透水なんかは、だいたいアルカリ側に、どちらかというと偏っている、地下水は酸性側に偏っている、というようなデータ、過去のデータ見ますとね、まあ言えるんじゃないかなと、言う風に思いますけれども、いずれにしましてもね、今回の試験結果からも、あるいは過去の状況からも、言えることがですね、溶出試験では、極限られたね、ひ素とほう素くらいしか、検出されないと。で、大量にある鉛だとかですね、地下水からも大量に出ております、そういう他のものですね、今の公定法では、今のRDの廃棄物土の中からは公定法では検出できないと、いう実績からね、そういう風に言えるんじゃないかと。そういう雰囲気があるから、先ほども言われました、アメリカの試験法を使ってみたらとか、あるいは今回ですね、底質でやって、いろいろpHを変えて、依存性を調べて、そういう試験をされて、その公定法では不十分な内容がある

ので、そういう試験で補おうと。対策をです。そういう目的でこれ、おやりになられたことなんですよ、膨大な時間と金を使ってね。だから、それをどのように対策工に結び付けて、付けられるのか、それを前々からお聞きしてるわけですけど、ご返事がいただけない。なんかこの前にも申し上げましたけども、地下水への進出経路を調査して、何か影響を調べるとか、なんかよくわかりませんが、この影響を調べて、対策工にどう反映させるの？その辺のことは全然わからない。今回の試験はすべて有害物を見つけに行く試験であるはずなんです。pH 依存性にしろ何にしろ、それ見つけに行く試験をやっていたわけですから。だからその試験結果がちゃんと出てます。pH いろいろ変えたらいろんなものがたくさん出てくる。出てきてる現実。だからそれを対策工にどうするのか。それで、この前回いただいた資料です、4-10 ページ、二次調査計画案というのがありますけど、これその案は我々が言ってる意見なんかまったく無視してですよ、今までの公定法で出たものだけ、こんな赤で囲んでね、ここで範囲を調べると、お出しになられてますね？まったく話にならない。こんなもん同意も何もできない、話も聞けないと思います。とりあえずそこまで一旦・・・。

出来ればね、もう毎回言ってるんで、書面で返答していただきたい、書面で。

課長：この前あのグラフをお渡ししたしましたが、それについてはいかがですか？この要するに、pH がですね、あそこまでいくためにはですね、酸性雨ではめちゃくちゃな量があるって話をさせていただきました。それについてお話を聞きたいと思います。それからですね、先ほどの TCLP ですね、アメリカの TCLP でやった時の基準値は、鉛の場合、いくらかご存知ですか？

住民：知りません。

課長：5mg/L です。要するに、基準値と測定方法、セットですよ？日本の溶出試験方法と、日本の環境基準のセットです。アメリカの TCLP とアメリカの基準がセットです。TCLP の基準は鉛、5mg/L です。今回例えば、一番厳しい条件でやった時の数字が、例えば 1.3 だと思いますが、5 越えてないですね？それから、含有量基準ですが、アメリカの含有量基準を申し上げますと、これアメリカの場合ですね、***のこういう壁の塗装は白い塗装なんです。これ、***が白い、まあご存知の通り、鉛と言うのは、昔から我々がおしるいですね、に使ってきた顔料に使われてきたんです。アメリカの場合、この壁の塗装はですね、古い家ですと、そういう鉛使ってたものですから、基準にしてもシビア、子どもたちがそれなめたりするものですから、シビアな基準を作っています。ここはちがいますよ。

アメリカの・・・

住民：これはクロスやで。

課長：そうですね。アメリカのお宅です、古いお宅ですけど。で、その基準がいくつかと申しますと、アメリカの場合ですね、子どもさんが遊ぶような砂場は 400、それから、そ

れ以外の所は 1200mg/kg なんです。よろしいですか？今我々がやらせていただいた全量値、全量全含有量の試験、これやりましたよね？前は土対法の pH に入れ、やった試験では、これは不十分だというご意見をたまわって、全量試験に変えた。それに対応するのは、むしろこういう基準だと思います。400 もしくは 1200 です。子どもさんが遊ぶような砂場は 400、それ以外の土壌は 1200 が基準です。アメリカの場合。今回、我々がやった結果でいきますと、先ほどの 900 ですね、ですからそういったことからしますと、影響はアメリカの基準内、アメリカの方法でやって、アメリカの基準に照らした場合にはですね、たちまち対策は必要ではないと。ですから、それをモニタリングで追いましょう、というのが我々の結論です。それはこの前から申し上げてる通りです。

住民：その害は？

課長：いえいえ、ですから当然 TCLP をご提案されたわけですから、そこは当然・・・

住民：私が提案したわけじゃない。

課長：それは先生方からご提案いただけましたので、今・・・

住民：TCLP だけでなく、***の***だとか、カナダの***だとか、いろいろありました。どれをお取りになるか、それは我々はわかりません。

課長：カナダとアメリカは同じですね。それで我々の場合は、今日本でどこまで出来ますか？っていうことでさせていただいて、その中の TCLP やったら、それに近いものが出て来るでしょうということで、TCLP をやった、選ばせて頂いた。その結果がそういうことであつたということです。

住民：だから、止めて、底質の方に切り替えられたってことですか？

課長：いやいや、TCLP はあくまで溶出試験ですね？で、底質試験方法っていうのは、含有試験ですね？で、TCLP に対する基準が 5mg/L。水の中に溶けてつくのは 5mg/L。それから、全含有量試験に関しては、先ほど申しましたように、土壌の基準としてアメリカが持っているのは、1200 です、という数字があります。もうこれが一つの指標になるんじゃないでしょうかと申し上げてる。

住民：あのね、ここ RD なんですよ。RD 処分場でね、地下水は pH は最高 5.2 とか出てるわけですよ、今回の調査で。地下水調査、地下水ですよ。地下水の pH ですよ。5.2 とか 5.5、それから 5.6、ね？5 やないのがいくつもあるんですよ。それで 6 の最初の、表面近い酸もありますよ。たくさんありますよ。アルカリなんてほとんどないんですよ。我々はね、地下水汚染、現にしているわけ、溶けて。ほんだら、あなたたちの言ってることやったら、地下水汚染しないんですよ。

課長：ですので、この数字のね・・・

(同時発言で不明)

住民：要はね、RD の処分場に合わせてやらなあかんのです。

課長：いやいや、その数字を見ていて、今回出た数字はどうですか？これ、出てきてないじゃないですか数字が。

住民：そいじゃあ、どうして今、地下水汚染してるんですか？

課長：いや、ですから、今までの試験方法は間違いだったと申し上げてるんです。

住民：はは、何と言う・・・

(雑然)

住民：今までの試験方法って、いつからいつまでのデータは間違いだったんですか？

課長：このね、これで申し上げますと、サンプリング方法がこれは間違っていたと考えています。

住民：せやから、むちゃくちゃな取り方したからでしょう？

住民：はいはい、それで、そのサンプリング方法の件に関してね、今回県は、何倍も何倍もページしてはりましたけど、その前に井戸を清掃してますよね？

課長：はい。

住民：それまでは、ほとんど清掃してない。要するに今までは県がああ井戸をほとんど管理してない。汚れたままずっと使ってたんじゃないですか？

課長：いえいえ、そうじゃない。

住民：県の怠慢ですよ、それ。

課長：いえいえ、そうしたらですね、ベラーで3回しか取ってない。結局、その3Lしか水を入れ替えてないわけですわ。つまり、パイプの中に溜まっとった水しか取ってないわけでしょう？

住民：じゃあ、県が今キレイに管理してます。その水をベーカーで一回やってみましょうか？どうなるか比較してみます。

課長：ベーカーの方法は駄目です。それは結局・・・

住民：駄目かどうかはベーカーが駄目と言う採水方法はないです。

課長：ですから、

住民：今の環境でベーカーでやってみる。

滋賀県：駄目です、それは、

住民：ポンプでやってるのと比較して

滋賀県：駄目です。パイプの中の水を入れ替えてからベーカーでやるんなら結構ですが、最初からベーカーじゃ駄目です。

住民：そやからそれは分かりました。ほんなら、ページ 3 倍ほどして、比較してみましよう。

課長：ページは 4 倍ですね。4 倍ですね、我々と合意した点ってのは、

住民：我々は 3 倍から 5 倍だけど 3 倍でいいんですよ。

住民：ちょっと●●さん、いい？素人だからわかんないんだけどさ、最後のその中村さんの言ったことだけ拘るんだけどさ、今回の調査検討委員会は、やった調査以前の調査は駄目だったわけ？

課長：ですから、あのね、VOC のデータは、これはにがりに影響されませんから、それは非常に使えます。これは通りです。それによって、例えば地下水の・・・

住民：じゃあ何が駄目なの？

課長：重金属類です。

住民：重金属類の調査、これまで県のやった調査は、間違いだったと認めたわけ？

課長：ですからね、今まで皆さん方は、合意の元にやってきた 3 倍・・・

住民：僕らが合意したのは事実だけど、これでやりますって言ってさ、対策委員でも、分かんないけど、今から中村さんの目からすると、対策委員会は合意してやった重金属類の調査は間違いだったという風に考えているわけだよね？

課長：はい、そうです。

(雑然)

住民：データを元に県は RD に対して、改善命令を出して、あの深堀を修復させましたね。相当の金額かかっているんですよ。その基本となる水質、それ間違ってたと言うことですか？

課長：ですから、VOC なりそれは違ってませんと申し上げてる。

住民：VOC の***は改善命令の中に入ってますか？

課長：これで申し上げたいけど、なんでこんなに数値が変わって・・・

住民：県は、RD に対して、莫大な間違いをしたと。

住民：でもさ、素直に認めてくれたんだから、すごいことだよ、えらいよ。自分の間違いちゃんと認めてくれたんだから。

住民：そういうやり方だったら、こういうデータが出ました。県の今回の方法、こういうやり方やったら、こういうデータが出ましたっていうんだったらわかりますよ。

課長：いやいや、こういうやり方自体が、それはね、おかしい。ですから、そこがね、問題があると思うんですよ。先ほどから鉛が出てるとおっしゃってるけど、それはあくまでも濁りのものを取っただけにすぎなくて、鉛の地下水汚染ってのは出てないんですよ。このデータからすれば。

住民：しかしあの、事前で 19 年度も、今回のも、これ、有害物の地下拡散の状況について、4-3 ページに、明らかに汚染拡散の状況ということで、ひ素、ほう素、鉛、それはみんな認めてますやん。出て、今検出されています。

課長：ですから、今回やった数字から、

住民：平成 19 年度の県の対策委員会のこれも同じような結果が出てます。

課長：だから 19 年の時は、そういうデータを元に評価したんですよね。今回はこの評価を
しましよと申し上げてる。

住民：たった一回だけで、そういう、それで前はダメだっていうのは・・・

課長：いやいや、これは、今度からこれがやるわけですけどね。

住民：それは専門的で分からないんだけどさ、その重金属類の調査は間違いだったと、今
県は認めたとすると、その間違いは何で生じたんですか？それをハッキリして。

課長：これはですね、先ほど申しましたように、そのポンプの形式の中の水・・・

住民：そういう技術的な問題ではなくて、専門家の先生も見てたんでしょう？コンサルの
会社も、調査会社も入ってたんでしょう？中村さんじゃない、担当者は中村さんじゃな
かったらうけれども、技術担当の県職員もいたんでしょう？それなのに間違えた調査
をやってしまったわけでしょう？それは何ですかって聞いてるんです。

課長：ですから、私どもとしては、ちゃんとページをしたいということを提案していた。
けれどもそれは、合意だから 3 倍までしかとれませんという風な話にはならなかったわ
けですよ。皆さん方が、お二人がおっしゃったから、そういうことになったんです。

住民：でもね、対策委員会で議論したわけでしょう？これまでの調査は。この場ではな
くて、対策委員会の議論の中で、専門家の先生も入って合意したんじゃないの？

課長：いや、だから、サンプリングの方法は問題にしてないんですよ。サンプリングの結
果については、いやごめんなさい、分析結果については議論されていますけれども、

住民：じゃあサンプリングの方法について、住民が変なこと言ったから間違えたんだって
言ってるわけ、中村さんは？

課長：ですから、その合意がね、合意のところで、十分なことができてなかったと思いま
す。だから、梶山先生も、こんなに SS が高いはずがないじゃないですか、この前出
てきた先生ですよ。平成 19 年度に、検討委員会ですか？の委員でなされた先生が、今回
の委員会ではそういう風におっしゃってるんですよ。

住民：でもその調査をやったのはさ、応用地質っていう会社だったよね？もしそこに問題
があるだったら、応用地質に、じゃあ賠償請求するべきじゃないの？

課長：だからそういうことじゃなくて、ですからね、応用地質の場合も、今回のような我々
その、調査方法とサンプリング方法まで、いちいち先生に確認して、こうやりましょ、

ということをやらせていただきましたけど、そこまでのことは出来てなかったんですよ。

住民：だからどこの責任なのよ？税金使って調査にしたけど、それはあれは間違いでしたって今更言われたってさ、困るよね？

課長：ですから、3倍っておっしゃったのはお二人ですからね、あの二人なんですよ。

(雑然)

住民：前から、最初やり始めた時、もちろん県は、我々もそうやけど、井戸、ポンプ使ったことがあるんですよ。ところが、県は止めてしまいました。というのは、その当時の性能がね、あまりよくなって、深い井戸がなかなか上がらなかったんです。ベレーでしか、やる方法は一つもなかった。

課長：ベレーで3回とお決めになったのはそちらですよ？そういうことを教えていただいたので、こちらもそうせざるを得なかったんです。

住民：いや、話し合いしたじゃありませんか。

住民：あのね、平成19年度のね、K-2とかK-3ね、これSSだって42とか25しかないですよ。それ基準の3倍とか超えてるんですよ。これについても同じだと言うんですか？

課長：だからSSの40っていうのが、どのくらいの程度のお水なのかっていうのが、もう一度お考えいただきたいんですよ。例えば皆さんがお飲みになっている水っていうのはですね・・・

住民：あのね、そもそも、廃棄物層を通過した水やからSSが多いんですよ。そんなもん、普通の地下水やったら、SSがそんな入ってないんですよ。

課長：ですからね、SSがですね、それだけ上がるっていうことは、それは***がなかったら上がれないでしょう？今はあそこの水ってどんなもんですか？

住民：あのね、県の***なんかやったら、そっちの方が多いですよ、90で。でも、鉛超えてないんですよ。そして、K-2とK-3はね、はるかに低いのに、半分とか、4分の1しかないのに、基準ずっと超えてるんですよ。これ見てどういう風に考えてるんですか？

課長：ですから、SSに絡んでる・・・

住民：単にSSが多いからじゃないでしょうが、こんな。

課長：SSが多いからです。

住民：めちゃくちゃやで、そんなん。

住民：めちゃくちゃやで、ほんま。ねえ？めちゃくちゃやでそんなん、責任をそんなこの二人に負わせてどうするんやろ？

住民：今、中村さんに言われたんで、私たち、中村さんとサンプリングのことで、その採水のことで、お話をさせてもらったん、平成20年度。この方、19年度の調査が終わってから来られてるので、その時にお話しあったんです。確かにありましたけれども、現場に行ってるのは●●さんと私が多いので、二人にその、そうやってポンプでしたいとか、どんだけどうしたいという、二人に話しをされても、私ら困ると。ただ立ち合ってるだけでね、今まで県の方と話をして、こういう採り方をしましょうという、こう、きちっと県の方も合意されてというか、こういうやり方でするよということで、納得されてやってきたことなので、私らとしては、困りますと、二人に了解求められて。だから合同対策員会、あの時あったので、合対の方に話をしてくださいと、それを使いたいって言うのであれば、きちっと協議してくださいということで、お返ししたんです、その話は。それをね、二人が固辞したというか、そういう方法でいいって言ったからっていう、そういうことを言われると言うのはね、ちょっとね・・・

住民：でもさ、常識的に言って、住民の立ち合いで意見言ったことに対してさ、それで住民が悪いんだって言ったら、住民立ち合いなんか来ない・・・

(雑然)

住民：これは県の責任やろ、最終的に・・・

(雑然)

課長：いやいや、ですからね、今私どもがね、そういう問題がありますよということで、ご説明させていただいた。20年度の時にね。それ以後変わらない。同じこと。同じパターンで、

住民：でもこれの責任は、県の職員がミスったわけだね、住民に先に言われたからとは言わないけれども、その採り方で、

住民：ミスがあったその当時は・・・

住民：でもそれはやっぱり、それは県の責任だろうな。

住民：採水方法をそういう基準が、どんどんどんどん、今回のこれも今年に出来たような

課長：いや、これ新しい採水方法じゃないです。昔からの採水方法です、これは。

住民：じゃあ、なおさら県の責任・・・

課長：それは、繰り返し申しますけれども、実施されたんですそこはね変えようがなかったんですよ、我々が。

住民：変えようがなかった？

住民：それはおかしいですよ。

(雑然)

課長：ですから、お話をさせていただいたんです、そこはね。けども、それが・・・

住民：そんなんやったら、県に私ら何も言えませんよ。元々ね、この問題起こったのは、県が監督不行き届きに起こったんや。それをね、みんなが頑張ってやろうとしてるのに、なんで住民の方にそういう責任を押し付けるんですか？

課長：いやですから、問題の発端はちょっと置いておきましょう、そこはね、

住民：いや、発端はこれからですか？そこからみな来てるんやから、問題は置いておいて、ここだけ話すっていうのはおかしいですよ。***そういうことについては、頭もいいし、そりゃそれでいいかもしれませんが、皆納得しませんよ、それじゃあ。

課長：いや、その一番根本の水の採り方の部分で、恐らくね、すれ違いがあったんですよ、ここはね。だから、こういう形になってきてるんだけど、

住民：この、今、住民の方にね、あれの責任やって言うて、そんな議論おかしいですよ。訂正して下さい。

課長：いやいや、ですからそこは、

住民：訂正して下さい。どうですか、二人？

住民：責任者、今の聞いててどう思う？

住民：どうですか？この二人が悪いんやって・・・

住民：責任あるって、どういう責任取ったらいいんですか？言うてください。取れるもんやったら取りまっせ。決して逃げません。どういう責任を取ったらいいんですか？

住民：だから私たちが代表してね、そんなんそれでいいですよって、納得しますよ、なんてことは、了解できないと。だから合同対策委員会にきちっとその話をしてくださいってことを言いましたよね？それでその後県は、その話を合対の方には持って行かれなかったんですよ。それをね、今になってね、あの二人の責任や、みたいな形で言われてもね、それはちょっと、

住民：一回二回、ぽんと言っておいてね、言うという、後はもうそのままですよ。ほんで今頃になったら、お前ら言うたのに、そういう状況や、お前らの責任や。

課長：採水に関して、これまでには何度もこの席で話し合いましたよね？

住民：あのね、市もう一回いいいますけどね、市の No.3 にしても市の No.7 にしてもね、SS なんて 2.1 と 2.2 なんですよ。これも基準超えてるんですよ。あなたたちの言ってることも矛盾してるじゃないですか、それは。ほう素でも基準超えてますがな、二つも、二か所とも。だからそれをね、また違うっていうのも、おかしいんやで。

課長：ほう素は陰イオンですから、これは吸着しないです。土壤に。

住民：水質が安定しない言うのは、中に***SSが入るような1000とか2000とか、要するに県がちゃんと管理出来てない。

課長：いえいえ、ベレーーをおとして・・・

住民：じゃあ、今キレイに掃除してますね？その時からベレーーを落としてどれだけSSが違うかも一回調べてください。

課長：だから、繰り返し申しますが、

住民：細かいことはええんですよ、そういうね、議論はやってもうてええんですけど、それが住民のこの二人の責任やって言うたことについて、これどう思われますの？

住民：責任取りますから。

住民：そこの二人どう思われるんですか？

住民：藤本さんは責任者としてちゃんとと言わなくちゃいけないわ。もしそういう形で責任

訴えるなら、●●●はかわいそうだと思う。

住民：今、今後一切発言するなということですよ。

住民：うん、で、やっぱり専門家として職員、技術的なね、専門家として入ってる人の責任っていうのはあるんじゃないの？それは。公務員として、この仕事を任された人。それを住民のせいにするっていうのは、ちょっと公務員としていかなものかと僕は思うけど。

住民：ええちょっと、ちょっとね。

ちょっと責任、責任っておっしゃいますけれども、先ほども優秀な方がおっしゃいますけれどもね、そしたら、こんな元の問題を一体どないしてくれるんや。これみんな県の責任やないですか。ねえ？だからちょっと今のあれですわ。

(同時発言のため不明)

住民：何でこんな問題起るんや。あんたら責任取ってないやないか。いつもいうやろうほんで。それをああいう言い方にしたらどうなんねん。

住民：取り消してください。

住民：あんたらの責任をこっちで責任とれ言うんかいな。

住民：誰一人責任とってないからね。

管理監：今までのおっしゃられたような、そもそもの発端とか***ここへきた時にもお話をさせていただきましたように、ハッキリ県の検討委員会でも、県の対応の問題と全て明らかにされておりますし、その中で、こういう問題が起きた一端に県の行政の対応が悪い、いう点については、当初のあいさつの中でも私言わせて貰いましたし、その当時という形で今も考え方は変わっておりません。そういうことも含めて、それから取り組みが始まったわけでございます。その中で、色んな形で話をしながら色んな調査もし、委員会も開きと、過去の経緯がいっぱいあります。その中で、今回について、新たな形で皆様方と覚書を交わしながら、どういう方法へやったら行ったらいいのかという形で、色んな調査方法も含めて、そこからしっかりと議論をしながらやっという形になって、今回の調査方法になったというふうに思っております。その中には、いまおっしゃたように、数値の問題について、その新たな、いわゆる最新の今の委員の先生からの助言を頂いた方法でもってやった数値というものを、我々としてはそれに着目して、いう部分についてはご理解を得られたと。だが、過去において、調査方法が違うにしろ、色んな数値が出ておるといふのについても、県の方でもいわゆる一定の了解というか***してございました言うことでございますので、それはそれとして、過去の事実として

しっかり認めるべきだと思います。ただ、前に向かっていく場合に、今後、特措法とか色々と具体的なことをやる場において、一番最も合理性なり、そういうものが行われるべきということで、今回の最終報告等になったというふうに私は理解しております。それと、最後に中村課長のほうから、色んな形で数値の取り方について、過去のデータについて科学的な観点からの判断から、そのような形での説明があった訳ですけども、その中で、いわゆる委員さんの特定の人についての、というものについては、それは申し上げたような形で、一応そういう形で入って、自由な意見を言ってもらったと。その時の対応もって、逆に言うと、県の方がその時にしっかり同じような形で反応して、それをしなかったりもっと新しい方法、その時での一番合理的な方法を採れば、このようなことなかったということですので、やはりある意味その点では県の責任でもあるというふうに思いますので、ただ今中村課長が言った個人を特定した発言につきましては、誠に申し訳ない、私の方から代わって謝らせていただきます。以上でございます。

住民：今の話でね、ああいうふうに県の方が具体的に***ということは、逆に私らにとってはね、あの問題をおかしたしたのは、住民がごねたからやと、そういうふうに言われるというのは、私もそういうことがありえるんじゃないかと、そういうふうに思います。で、その***私らとしてはね、近くの住民だからこそ言うべきことは言わないかと。***と10年間ねうちもやってきたんですよ。で、出来るだけあそこをきれいにしたいという思いからやっているんです。それをね、今みたいに誰の責任やとこう言われた時に、この二人だけちがうですよ。この住民みんなそうなんですよ。好きなことだけ言うてるとまあ皆思ってるかも知れませんが、あそこは出来るだけきれいにしたいという思いから言うているんです。それが、たまたまね、土壌みたいな基準やったら納得できんとか言うて、同じようなこと言うてるかも知れんけども、それはね皆の気持ちなんですよ、本当の。で、そこを取って、しょうがないから支障がないような状況でやりましょうか、お金ぎょうさんいるからって、そうなるんで、私ども分からんわけではないんですけども、やっぱり、できるだけってほしいんですから、そういったね責任は住民にあるみたいなこと言われたら、これからもうやっていけませんわ。ようきつけてください。そういう考えを、県が持っておらないということは、大変残念ですわ。

管理監：我々としては、前も話をさせて貰ったと思うんですけども、このRD問題を何とかして解決しようという思いは、多分、一緒やと思うんです。それは今の、ここにいる職員も含めて、これだけの中で今までいろいろな形で仕事をしてきたのは、一定のご理解を得られたいというふうに思います。ただ、おっしゃるように最終的な対策工法につきまして、私らが思っております、ただこの特措法というのを使ってというのは、われわれ行政マンとしては、やはり国の制度がある以上、それに乗っかって、さらに国の制度に乗っかってということは、一定の合理的、効果的、経済的な観点から認められるという方法でございますので、その点についてわれわれは、説明もしなければいけないし、色んな方法も考えなければいけない、いう点で前回の委員会で示しましたような形の3倍値で水に影響するような形というのを提案させて貰ったのも、そういう特措法をしっ

かりと使って、この方法でもって出来るだけ対応をやって行きたいという思いがある。で、一方で、県民の皆様がはっきり申しましてあれだけの廃棄物の山が、結果的に出来てしまったのは、それまでの県のもっと迅速かつ厳しい対応があれば、もっと早く解決し、問題も大きくならなかったという点についても、ハッキリそれは認めさせていただきます。それは認めるべきやと思うし、それは知事が全てそういった形の検証委員会の報告を受けておりますので、その思いは一緒でございます。ただ、一点だけ私の方から思いますのは、やはり、住民の皆さんの思い、その量的なもの、今まで苦勞してきた分、そういう気持ちも理解はしておるつもりではございますが、それをそのまま受けての行政としての対応というものには、やっぱりそこには若干の隙間があるという中で、われわれ行政側としては、こういう形でやらして頂けないかということ、ご提案させてもらっているという形で、その点についても今日、色んな話をさせて頂いて、また今後もさせて頂きたいというふうに思っております。そういう形で、あくまでこういう形でお話をさせてもらってるんで、お互いの思いなりを理解しながら***の方向をそういうふうに思っております。

住民：僕ら3倍値承知できへんですよ。何で3倍なんですか？

住民：その前にね、先ほど中村さんが言われました、いわゆるこの前回頂いたこの資料について、どういう***ありますけれども、この条件ね pH 依存性の条件をお決めになったのは、実績からお取りになったんですね。実績ですよ、そうでしょう？この4.4も実績ですよ。で、***強アルカリの方にね11.0ですか、この実績も、だからこの実績を元におやりになっている訳ですからね。で、こういうこと言われても、お出しになったのは県がこの条件決められた訳です。そうでしょう？どういうこと？

課長：言いたかったのは、酸性雨でそういう条件まで pH が下がるまで下がるためには、どうでしょうかと。大変な量が要りますねということを・・・

住民：いやいや、酸性雨の問題は4.5近く・・・

課長：いや、ですから、一番強烈な状態を4.4に、***そこの水が数値が下がるには、酸性雨で最大ずっとさがるとしたら

住民：地下水ですよ。

住民：もう時間がね、15分オーバーしているんだよ。

(同時発言のため不明)

住民：その話をしたら、きりがなくなるんで・・・

住民：これは一番大事なところよ。

住民：一番大事な・・・

(同時発言で不明)

住民：ポイントはね、一次対策で議論を深めるということだと思うんだよね。それを最後のほうでちょっと信頼関係がね壊れるような話もあったのでね、ちょっとこのままで**、私はね一回水入りにした方がいいと思う。一回水入りにした方が絶対いい。そう、15分超えているんだから、少しちょっと冷静にお互いになって・・・

(同時発言のため不明)

住民：私は***確認はさせてもらってない。

住民：いや、そうだけでも、もう9時45分過ぎてる。9時半までなんですよ。もう17分過ぎてるんですよ。だから、そのことも含めて、もう一回ちょっと出直してもらって、●●さんがどうしても言いたいんだったら、文章かなんかで具体的な形で文章出して頂けませんか？

住民：一言だけね、一言だけ言わせて頂きたい。で、この問題は私は大事やと思っています。この問題を追及しなければ、公定法で全て、つまり溶出法で全て。そしたら、あるものが出てこない。しかも、このpH依存性についての、検討する前提として、県のお書きになっているのは、周辺環境が変化するそういう長年の間にね。そういう条件を前提として、こういうpH依存性を決定したというように、前提をお決めになっています。まあ、***の話も***、だったら、こういう現実にpHが4.4よりもなりうる場合がある、***になりうる場合もある、そういう事でないとなんか本当にあるものが的確に検出されないと、あるものが無いという結果になってしまう。そしたら、取るべき物を取らずに終わってしまう。その辺を我々一番問題にしている。次にまたまわしたいと思いますけども。

管理監：それで、ここ10時には必ず机を片付けて後始末をしないと、また本日もまた中途半端にまた、なるべく最後に若干あの皆様との間で、大変あの申し上げにくくなり、次回また出来るだけ早く開催する形に致しまして、また意見交換させて頂きたいと思えます。本日のご意見等はまた充分うちの方で取り組ませて頂きたいというふうに思っておりますが、また、次回にご回答ご説明等をするとさせて頂きたいと。本日はこれにて閉会という形にさせて頂きます。有難うございました。

以上